

平成25年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年6月17日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第82号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第83号	財産の無償貸付けについて(旧飛騨市立鷹狩保育園)
第4	議案第84号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
第5	議案第85号	財産の無償譲渡について(旧飛騨市神岡町保健センター)
第6	議案第86号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第7	議案第87号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第8	議案第88号	字区域の変更について(古川町黒内Ⅰ地区)
第9	議案第89号	字区域の変更について(神岡町山田Ⅲ地区)
第10	議案第90号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅲ地区)
第11	議案第91号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第12	議案第92号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案第93号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案第94号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第15		一般質問

## 本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第82号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第83号	財産の無償貸付けについて(旧飛騨市立鷹狩保育園)
日程第4	議案第84号	飛騨市保健センター条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第85号	財産の無償譲渡について(旧飛騨市神岡町保健センター)
日程第6	議案第86号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第87号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第88号	字区域の変更について(古川町黒内Ⅰ地区)
日程第9	議案第89号	字区域の変更について(神岡町山田Ⅲ地区)
日程第10	議案第90号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅲ地区)
日程第11	議案第91号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第12	議案第92号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第13	議案第93号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第14	議案第94号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
日程第15		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	和武	彦彦
5番	後	藤田	明良	郎次
6番	福	沼海	真邦	子
7番	菅	下原	希	子
8番	内	口	充	男
9番	森	木	幸	徳
10番	高	谷	寛	文
11番	谷	天	博	一
12番	葛	山	寛	子
13番	山	池	恵	美
14番	池	籠		
15番	籠			
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川	幸	一
教育長	福	本	幸	博
代表監査委員	谷	田	富	之
会計管理者	小	口	孝	文
総務部長	水	倉	雅	廣
財政課長	石	上	腰	豊
教育委員会事務局長	柏	木	雅	行
企画商工観光部長	岩	塚	泰	男
環境水道部長	谷	塚	敦	子
市民福祉部長	藤	澤	義	昌
農林部長	川	井	智	彦
基盤整備部長	沢	瀬	智	光
消防長	川	之	向	秋
病院管理室長	川	上	清	

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

平成25年第2回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 飛騨市のまちづくり 2. 北陸新幹線開通を飛騨市の活力に 3. 民具の活用	17日 午前
2	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 子宮頸がんワクチン接種について 2. シルバー世代の自律について	〃
3	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 「飛騨とらふぐ」による町おこしを 2. 獣害被害防止対策について 3. 耕作放棄地の解消について	※17日 午後
4	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 森林と林業について 2. 保育行政について	〃
5	籠山 恵美子	1. 同じ市長として、橋下大阪市長の従軍慰安婦発言をどう捉えているか 2. 指定管理施設の問題について 3. 数河地内で起きている産廃処理場問題について	〃
6	山下 博文	1. 地方自治と地方財政を守るために 2. 社会体育施設の保守点検及び修繕について	〃
7	野村 勝憲	1. 今すぐやらなければならない対策について 2. 今後の多角的で攻めの観光戦略について 3. 今、飛騨市でおきている観光面での明暗について	18日 午前
8	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 市営住宅も含めた住宅政策について 2. 飛騨市の公衆トイレについて 3. レールマウンテンバイクについて	〃
9	前川 文博 (新生飛政会)	1. 飛騨市指定管理の今後の方針は 2. 飛騨市市営バスの運営について 3. ホームページ情報期間の統一化とネット管理について	※18日 午後
10	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 高齢者介護保険事業の取組について 2. 飛騨市耐震改修促進計画について	〃
11	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 空き家対策について 2. 飛騨市まちづくり協議会の運営状況について 3. 市職員採用のあり方について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

( 開議 午前10時00分 )

◆開議

◎議長（内海良郎）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程および質疑、一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（内海良郎）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により12番、谷口充希子君、13番、天木幸男君を指名します。

◆日程第2 議案第82号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について  
から

日程第14 議案第94号 平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）

日程第15 一般質問

◎議長（内海良郎）

日程第2、議案第82号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第94号、平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第1号までの13案件を一括して議題といたします。13案件の質疑と併せて、これより日程第15、一般質問を行います。それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。最初に10番、森下真次君。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、早速ですが質問をさせていただきます。トップバッターとなりますけども、大きく3点について伺いたいと思います。最初に、飛騨市のまちづくりについて伺います。

山間の小さな2町2村が合併し飛騨市が誕生し、来年2月で満10年を迎えます。平成の合併の背景には、まず地方財政の逼迫がありました。そのため、地域で共有できる資源を有効活用し、財政の効率的な利用が求められていました。また、少子高齢化がさらに進展すれば、地域の担い手の減少等による地域活力の低下や、高齢化対策等の財政需要の増加により、地方財政はますます厳しい局面を迎えると予想されてきました。

第二に、地方分権一括法に伴い、市町村に求められている責任と事務が拡大していました。住民の価値観の多様化などに伴い、介護保険、環境問題、情報化など、市町村が提供すべき行政サービスが多様化および高度化していました。そのため、専門性の高い職員の確保が必要でありましたが、小規模の市町村では対応が困難でありました。

このため、地方分権推進への対応、厳しい財政状況への対応、住民サービスの維持向上、効率性の向上、地域産業構築等へ対応するべく、2町2村は合併という道を選択したと考えています。そして、将来の方向性と具体策を示す第1次、第2次総合計画を策定し、まちづくりを進めていますが、人口減少と過疎化はなかなか止まらず、厳しい財政運営も変わっていません。市の実施している事業に対する政策総点検も行われ、時代に合った事業を展開する努力はされています。しかし、予想を上回る人口減少・少子化の進行、空き家対策等、大きな問題も生じており、いま一度まちづくりを考える必要性を強く感じています。そこで、次の3点について伺います。

1点目、まちづくりに対する市民の考えを把握することについて伺います。第2次総合計画策定時には、座談会、意見・提案の募集等を実施し、数多くの市民の声、1,272件ありました。を、取り入れましたが、その後、市を取り巻く環境など、状況も大きく変わっております。いま一度、急激に変化する社会情勢の中で、市民がどんなまちづくりを望んでいるのか、また考えているのか調査し、把握する必要があるのではないのでしょうか。座談会の開催、アンケート・インターネットによる意見提案の募集、またそれらを組み合わせた方法など、いろいろ考えられます。

市では、25年度において合併10周年を迎え、これまでの10年を総括し、総合的なアンケートを実施されると聞いています。アンケート実施も必要と思いますが、座談会を開催するなど市民の生の声を聞くことも重要と考えます。アンケートでは得ることのできない感情をつかめるからです。そして、いま一度原点に戻り、今の飛騨市に住みたいのか、どんな町なら住みたいのか、何が不満で住みたくないのか、というような市民の基本的な部分に対する思いをしっかりとつかむ必要性を強く感じています。市はどのようにお考えか伺います。

2点目です。空き家利活用のための調査について伺います。昨年度、県の委託事業として新聞でも報道されていましたが、古川町で建設業を営む株式会社柳組が実施されました市内の空き家調査において、驚きの結果となりました。市内8,333戸のうち、空き家が747戸、実に9%であること。そして、今後空き家となる可能性が高い65歳以上のみでお住まいの戸数が1,923戸、23%になるということでもあります。

この結果は、驚きといいましょうか、本当にびっくりします。しかし、間違いなく現実ではありますが、落胆ばかりはしてはいただけません。結果は結果としてしっかり受け止め、これを将来のまちづくりに生かさなければなりません。

市は、データを県より譲り受け、全ての空き家に対する所有者の空き家をどうするかという意向をしっかりと把握し、市の事業に活用する。また、空き家についての問い合わせがあれば、すぐに答えられるようにするなど、この貴重な調査を今後のまちづくりに生かすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、持ち家や空き家を賃貸する際の不安や懸念を払拭し、安心して賃貸にできる公的制度「マイホーム借上げ制度」があります。一般社団法人「移住・住みかえ支援機構

（J T I）」が行うものであります。都市部で実例があるようですが、県内にもこの制度の協賛事業者は岐阜地域に2社あります。小さな町の飛騨市に、この制度が合うか合わないかは分かりませんが、貸し手、借り手それぞれにメリットがあると思われま。空き家を有効に活用するという観点から、この制度を研究する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、地域資源を生かしたまちづくりについて伺います。6月2日、河合町「ゆわ〜くはうす」周辺におきまして、河合町では初めてとなる「飛騨かわい山菜市」が開催されました。当日は天候にも恵まれ、大勢の来場者でにぎわいを見せていました。山菜市というネーミングのとおり、何種類もの新鮮な山の幸が所狭しと並べられ、会場を訪れた方は目的の山菜を購入する様子がありました。

また、地元名産のイワナの塩焼きや五平餅、取り立てのタケノコを焼いたものなどをおいしそうに口にする姿もありました。いずれにしても、来場者は満足のいく顔をされていたと感じました。

この山菜市は、河合町地域振興協議会の主催で開催されました。まさに地域資源を生かした、地域の人の手によるイベントであり、自主自立といいましようか、今後の飛騨市のイベントの方向を示唆しているように感じました。このイベント開催に対し、新聞折り込みにありましたチラシを見ますと、市は後援に入っていました、どのようにかかわりを持たれたのでしょうか。また、このように地域資源を生かした地域の人によるイベント開催方法を、どのように捉えられているのかお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。今日と明日と、今日は6名、明日は5名の議員の皆様からのご質問に、それぞれお答えをさせていただきたいと思ひます。まず、森下議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、急激に変化する社会情勢の中で、市民の希望や意見を把握し政策に反映することは、非常に重要なことであると認識をしているところでございます。市民の意見を把握する方法としては、座談会の開催、アンケート調査、パブリックコメントの実施など様々な方法がございますが、それぞれメリット、デメリットがございます。

座談会などによる方法では、直接市民の意見を聞くことができ、思いをまさに肌で感じることができます。一方、日程が合わないと座談会に参加できない、人前では発言し

づらい、また時間の都合上、発言者が一部の方に限定されるなどから、多くの意見を伺えないというデメリットがございます。また、アンケート調査においては、多くの設問は難しい、時間を要するなどデメリットはありますが、まんべんなく多くの方から意見を聞けること、また、座談会では発言しづらいといった方々の隠れた声を聞くことができるといったメリットもございます。

市では、平成21年度に第2次総合計画の策定に先立ち、各地域で座談会を実施し、市民の皆様と直接意見交換を行い、計画策定の参考としてまいりました。昨年度実施した第2次政策総点検では、委員の皆様からご意見を頂き、市政運営の参考とさせていただきます。また、毎年各地区で開催をしてまいりました座談会に出席し、直接市民の皆様の声に耳を傾けてまいりました。座談会には昨年度は12会場に出席し、本年も同様に意見交換を行っているところでございます。

市民の皆様の見解を伺う方法は多様ではございますけれども、本年はアンケート調査が16年以降実施しておりませんので、より多くの皆様から意見をお聞きしたいとの思いから、アンケート調査の方法を取らせていただきたいと思いますと考えているところでございます。なお、調査項目についても十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、空き家の利活用のための調査についてでございます。昨年度、県の委託事業として事業者が実施されました空き家調査の結果につきましては、既に集計結果、地図等、資料の提供を頂いております。調査地図を見せていただきますと、古川町では特に市街地に空き家と高齢者世帯の印が多く見られます。また、神岡町でも旧船津地区は空き家、高齢者世帯が多く見られ、市内のいたるところで空き家、または将来空き家になる可能性が高い家屋が多いことが見てとれます。

これらの資料は、地図の場合、空き家や高齢者世帯の位置が目で見えること、また、集計結果は地域ごとの傾向が分かることから、貴重な資料であり、今後のまちづくりを考える中で参考になるものと考えております。

しかし、この調査は個別の住宅について調査したものではなく、住宅の状況など個別の情報が得られるものではありません。また、個人情報保護の観点から、この調査資料を基に空き家所有者に連絡を取ること、管理状況や今後の意向の確認などの確認、さらには空き家情報の提供などに利用することは困難であると考えております。

このようなことから、資料を即座に利用することは難しい状況ではありますが、全体的な状況の把握には大変役立つ資料でございますので、今後の各種計画の策定など、まちづくりを進める中で参考にさせていただきたいと考えております。

なお、空き家対策につきましては、情報の収集や提供、活用方法などについて、まちづくり協議会でも検討をいただくとともに、宅建協会とも連携を密にして進めてまいりたいと考えております。

次に、マイホーム借上げ制度についてでございます。この制度は、一般社団法人移住・

住みかえ支援機構が実施している制度でございまして、機構がシニア世代、50歳以上でございまして、これのマイホームを終身で借り上げ、第三者に転貸し、安定した賃料収入を保証するとしており、これにより自宅を売却することなく、住み替えや老後の資金として活用することができるとしております。

制度の特徴として、終身で借り上げすること。1人目の入居者が決定した以降は、空き家となっても最低賃料を保証する。賃料は一般の賃貸より少なめでございますが、長期間安定した収入が得られる。3年ごとの定期借家契約なので、終了時には所有者が戻ることができる。機構が借り上げて転貸するので、オーナーが賃借人と直接関わりなくトラブルがない。などとされております。

借り上げの条件としては、機構が定める安全性を満たした住宅としており、古い建物は耐震診断を行い、必要な補強、改修をした上で借り上げることとしております。また、老朽化した設備や仕上げの改修等は、オーナーが行うこととされております。

本制度の主体は、移住・住みかえ機構であり、現在も全国で制度の利用が可能ですが、機構と地方公共団体との連携につきましては、現在都市部の自治体を中心に、相談窓口の設置や制度の紹介など数件の事例があるようでございますので、飛騨市といたしましても、連携した取り組みが有効であるか検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域資源を活かしたまちづくりについてでございます。市は、どのように関わりを持ったのか。また、このような開催方法をどのように捉えているか。この点について、お答えさせていただきます。

まず、河合町地域振興協議会についてでございます。河合町では平成24年1月に協議会を設立されました。協議会設立の目的は、地域の人口の減少と高齢化の進展に加え、地域の衰退への懸念と町民の疲弊感が漂う中で、地域の将来に強い危機感を持ち、協議会が中心となって町民の意識改革と具体的な地域振興策を提案することで、地域の再生を目指し町民自らが実践し、元気で明るい河合町づくりに資することとしておられます。

協議会では、昨年からは様々な事業に取り組んでおられ、先日開催された山菜市も、地域の活性化と交流促進を目的に開催され、天候にも恵まれたことから、大勢の来場者でにぎわったと聞いております。私も参加をさせていただきました。

協議会では本年度、様々な事業を計画されておりますが、山菜市のほかに、地域の特産品を活用した特産品の開発、活性化・交流促進事業として「きのこ市」のほか、地歌舞伎保存会の上演やクラシックコンサート開催への支援、伝統芸能継承事業、防災備品の整備、外来植物駆除事業についても計画されております。なお、先般行われました河合小学校の大運動会につきましても、協議会の方が大きく関わっておられます。

これらの事業には、本年3月に市が国の補助事業である過疎集落等自立再生緊急対策事業の採択を受け、市から事業実施主体であります河合振興協議会に対し、事業費の一部について補助金を交付しております。また、イベントの開催に当たっては、河合振興

事務所の職員が協議会の会員として企画段階から参画しております。地域交流コーディネーターとして採用しております職員も、企画、準備、実施にわたり積極的に参加し支援を行いました。

本事業は、地域の資源である山菜に着目し、イベントを通して地域の活性化と交流を図るために、各団体が協働して実施された事業ですが、このように地域の宝とも言える地域特有の資源に光を当て、まちおこしに活かしていくという視点は、市としても重要な視点であると認識をしておるところでございます。

また、地域の皆さんが主体となって取り組むという事業実施の方法については、老若男女を問わず市民自らがまちづくりに参画し、それぞれに役割を担っていただくという観点からも、少子高齢化が進む飛騨市において地域を活性化させる方法として、今後も取り組んでいくべき方法であると考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○10番（森下真次）

再質問をさせていただきたいと思います。市民のまちづくりに対する考え方を把握することにつきましては、今はアンケートを考えていると。数多く寄せられるということで、考えてみえるということでもございました。どんな方法でやられましても、おそらくメリット、デメリットは付いて回るのではないかと思いますけれども、ちょっと細かいことかもしれませんが、アンケートでやる場合、各世帯に一つだけ、もしそういうアンケートの紙が行きますと、どうしても家族の中心の方が書かれるということで、年齢とか男女別というような点で、偏りが出るというようなデメリットも存在しているというふうに思います。このあたりの偏りがないようにするためには、年齢別とか男女別をうまく組み合わせていかなければならない必要を感じますが、この辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

まず、アンケートをやると言いながらも、各地域へ出て座談会を開くことにつきましては、並行して私は積極的に出たいというふうに思っています。それから、見える化講座も併せて、私の座談会と併せて今実施をしておりますので、そういったことに心がけていながらアンケート調査をするということになるかと思っています。

今ほどの指摘はごもっともでございますので、今後アンケート調査に向けての詳細なところにつきましては、これからよく検討をさせていただいて、今ほど言われたようなことのないようにできればというような思いで今おるわけでございますが、今後の課題としてしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

○10番（森下真次）

アンケートについては、ぜひ、そのような配慮をいただきたいと思います。

空き家問題につきまして、もう1点、再質問をさせていただきたいと思います。空き家問題につきまして、私、数字を述べましたけれども、この現実を市民の皆さんに十分知ってもらう必要を私は思っております。新聞等で報道はされておりましたが、果たして市民の皆さんがどれだけ記事を見られて、どんなふうに思ってみえるかということが、本当にそここのところが大事だというふうに思っております。

そこで、今市長言われましたけれども、市政懇談会等をやりながら、この数字をしっかりと市民に伝えて、将来こうなっていくんだぞというようなことの現実を知らせながら、市民にしっかりとした考えを、それに対してどんなふうに思うんだというような、しっかりとした考えを聞く必要があると思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

去年、一昨年と座談会を何十回となくやってまいりました。その中で必ずといって出るのが、今の空き家の話と廃屋の話でございます。こういった話が必ず出ますので、今ほど言われましたように、私のほうで今年座談会に出れば、必ずこういった数字を示しながら、できるだけ空き家を作らないというようなことも訴えてまいりたいと今思っておるわけでございますが、貴重な意見でございますので、これからの座談会には必ず報告させていただきたいというふうに思います。

○10番（森下真次）

まちづくりににつきましては、以上で質問は終わらせていただきたいと思いますが、河合町の地域振興協議会がやられます活動につきまして、最近、新聞でよく取り上げられておまして、大変魅力といたしますか頑張りを見せられております。今後もぜひいろんな意味で、私は宮川の出身ですけれども勉強しなければならないところがたくさんありますし、今後も河合町のほうではまた頑張りたいというふうに思います。

次に、北陸新幹線開通を飛騨市の活力にと題しまして、質問をいたします。平成26年度末に開業予定の北陸新幹線は、旅客流動量が増大し、その流動客がもたらす情報の量と質は社会を大きく刺激するといわれています。また、このことが新たな知恵と大きな競争意識をもたらし、新しい知恵が生まれ、地域社会の新たな活力を育てることになるといわれております。

日本政策投資銀行北陸支店（金沢市）と富山事務所（富山市）は本年3月21日、北陸新幹線の開業により首都圏と直結することに伴う石川、富山両県の経済効果について、次のように調査をまとめていました。1都3県からの観光、ビジネスの旅行客は石川では年間約32万人増え、波及効果は宿泊費や飲食費などを合わせて約124億円。富山

では旅行客は約21万人増え、波及効果は約88億円となるとの試算です。

東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県からの旅行客数の予測を基に経済効果を試算したものであります。先に述べた数字の内訳は、石川では2015年春の開業時は、2005年実績と比べて観光客が年間約18万2,000人、ビジネス客は約13万8,000人増える。波及効果では、旅行客が支払う飲食費や宿泊費などの直接効果で81億1,000万円を見込む。さらに間接効果として、土産物の生産や宿泊サービスの提供に伴う原材料の生産で28億2,000万円、サービスなど就業者の所得水準が上がり、消費が増えることに伴う効果を14億4,000万円と計算されています。

また、富山は直接効果が56億6,000万円で、間接効果では土産物の生産などで18億1,000万円、所得水準の上昇などで12億8,000万円を見込むとの記事が、ある日刊紙に掲載されておりました。

これらのことは、飛騨市にとって大変魅力的なことでもあります。今、飛騨市は、更なる市の活力を生み出すために交流人口の増加を目指しています。このことに対してなかなか好材料の少ない現況において、北陸新幹線の開業は、まさしく願ってもないチャンスではないでしょうか。このチャンスを逃すことなく、遅れることなく、的確に捉えるために努力する必要性を大いに感じております。次の2点を伺います。

1点目、JRへの要望結果について伺います。平成23年第5回定例会におきまして、石田議員より開業に際しての質問がありました。市長の答弁では、高山本線強化促進同盟会を通じ、特急ひだ号および普通列車の増便、また、曲線改良および構内分岐点改良による所要時間の短縮を要望しているとのことでありましたが、その結果を伺うものであります。

2点目、飛騨市または飛騨地域での誘客活動について伺います。現在、東海道新幹線・高山本線を利用して東京駅から飛騨古川駅までの所要時間は、それぞれの最短の列車を単純に合計すると4時間6分、北陸新幹線・高山本線を利用した場合3時間25分となります。現在と比べ、約40分の時間短縮となります。このことは、単純計算したものであり、実際の乗り継ぎ時間等を含めたものではありません。現実とは違うということをご承知いただきたいと思えます。

また、富山駅においては、東京駅より乗り換えなしの直通になること。しかも、現在より64分時間短縮がされます。このことは、前述の新聞記事にあるように、その効果が大いに期待されるところであります。

市はこの時に当たり、飛騨市単独、飛騨3市一村、または富山市との連携等による飛騨を訪れる旅を企画し、大いに東京および関東方面に売り込むべきではないでしょうか。市の考えを伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

#### △市長（井上久則）

それでは、2点目の北陸新幹線開通の関係でございますが、この1番目のJRの要望結果につきまして、私が直接要望に行きまわりましたものですから、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

高山本線の利便性の向上につきましては、沿線自治体等からなる高山本線強化促進同盟会名で毎年要望を行っておりまして、平成23年度の要望からは、今までの要望に高山駅から富山駅間の曲線改良、それから構内の分岐点改良、高速化でございますが、こういったものによって所要時間の短縮をしてほしいということを追加したところでございます。

さて、平成26年度末に、長野～金沢間の北陸新幹線開業が予定され、また、高山本線全線開業80周年の年でございます。高山市、下呂市、飛騨市、白川村の飛騨地域3市1村と富山市では、交流人口拡大の絶好の機会と捉え協議を重ね、4市1村の首長が連名で、今年2月に、東海旅客鉄道株式会社および西日本旅客鉄道株式会社金沢支社に対し、特に4項目に絞って強く要望を行いました。

要望に対するJR側の回答でございますが、安房トンネル開通や東海北陸自動車道の全線開通など道路整備網の拡充により、特急列車の輸送量が平成3年と比べて約4割と激減しており、なかなか要望にお応えできる状況にないと前置きした上で、1つ目に要望いたしました「岐阜～高山間を運行する「特急ひだ」を富山まで延長する」というものにつきましては、利用見込みなどを総合的に勘案し、「特急ひだ」について富山まで延長する考えはない、というものでございました。

2つ目に要望いたしました、「北陸新幹線との接続を考慮したダイヤ編成」に対しましては、お客様にとって合理的なダイヤ編成となるよう検討をしてみたいということでもございました。ちなみに、高山～富山間の特急の本数につきましては4本しかございません。

3つ目に要望いたしました、「「特急ひだ」への新型車両の導入」、これは、車両が古くなったということで、今、いろんな施設等々には新しい列車を取り入れて人気が出ているというようなことを含めてでございますが、新型車両の導入を要望いたしました。現在においても高い加速性能、登坂性能、最高速度を実現できる車両でございますが、十分なサービスを提供できるため、新型車両を導入する予定はない。との回答でございました。

4つ目に要望でございますが、「一線スルー化、分岐器改良等による高山以北の高速化」に対しては、多大な設備投資が必要となり、現在の利用状況を勘案すると実施の計画はございません。という厳しい回答でございました。

今回の回答を受けて、JRにとっても富山～高山間が魅力ある沿線であることを認識していただくために、利用客が増えるような提案方法でないと、要望に応じていただけないと認識をしたところでございます。今後、新幹線開業を見据え、飛騨地域3市1村

あるいは富山市との観光連携をさらに深め、交流人口拡大に向けた各種企画を展開してまいります。その中でJRへの要望やJRとの協力関係を築いてまいりたいと考えておるところでございます。なお、3市1村の首長連合と県議員が作っております議員連盟とで合わせて、岐阜県に対しても各JR東海、JR西日本に対しても、さらに要望をしていくという計画を持っておりますので、開業に向けて力強く要望活動を展開してまいりたいと考えておるところでございます。この後の誘客活動につきましては、担当部長がお答えしますのでよろしくお願いたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、2番目の飛騨市または飛騨地域での誘客活動についてお答えさせていただきます。

まず、広域連携としての取り組みでございますが、飛騨市、高山市、下呂市、白川村の3市1村の首長で組織します飛騨地域観光協議会の会長を、今年度から飛騨市長が務めることとなり、先般、事業計画が決定されました。

その中で、具体的な北陸新幹線開業に向けた活動では、飛騨圏域を面的にPRするべく、首都圏、東日本の20代から30代の女性をターゲットにしたメディア連携事業を展開し、従来の雑誌広告に加え、ネットを活用して積極的に飛騨ブランド情報を発信することとなりました。また、新幹線開業を前提としたモニターツアーでは、大手旅行社のアドバイスを得ながら方面別、世代別ニーズ調査を行いながら2泊3日の魅力ある旅行商品の造成を行ってまいります。その中で飛騨市は、高山、下呂、白川郷のビッグネームに埋没することなく、レールマウンテンバイクや里山サイクリングなどのユニークな体験プログラムの提供、食の分野では、全国鮎コンテストで準グランプリに輝いた宮川のおいしい鮎の発信、健康をキーワードに女性層に受けやすい飛騨産エゴマを取り入れた「あぶらえおはぎ」などスイーツ商品の開発、玄米や雑穀米を取り入れ適量サイズに調整できる食事の提供など、市内事業者が実現可能で気配りの効いた飛騨市ならではのおもてなし素材をツアーに組み入れ、PRをしていきたいと考えております。

飛騨市単独の取り組みとしましては、飛騨および岐阜県の北の玄関口という立地環境を活かすために、北陸新幹線終点駅・金沢へのストロー現象を危惧されている富山市観光部局との連携を密にすることとなりました。理由としましては、富山市単独では観光資源に乏しく、対して飛騨にある観光資源は魅力的なものが多いため、1泊目は富山市内での宿泊を、2泊目は飛騨地域での宿泊プランで売り出せば、相互に連携する価値は充分あるとの認識を共有しておりまして、このパイプを太くしたいとの考えに基づいたものでございます。

具体的には、新幹線で富山駅に降りるお客様の2次交通対策として、富山県レンタカー協会と高山市内大手レンタカー店と、飛騨市内または飛騨エリアでの県境を越えた乗り捨てに関する打合せを始めました。また、新幹線PRに限ったことではありませんが、富山市と飛騨市のイベント行事、具体的には8月の富山祭に飛騨市が、きつね火祭・そば祭など秋のイベントに富山市が相互に出店し、観光PRおよび特産品販売を行って関係者との協力体制を図ることとなりました。

また、平成26年度には東京・首都圏での共同PRキャンペーンや誘客促進のための観光ブース出展、エージェント回りなどができないかと検討しております。

いずれにいたしましても、北陸新幹線開業は飛騨市の観光および経済振興に貢献する新しいチャンネルでございますので、好機と捉えてまいりたいと考えております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○10番（森下真次）

再質問をさせていただきます。市長が答弁いただきましたが、要望は非常に難しいとか、どちらかというところ絶望的に近いように受け取りましたが、このまま放っておくというわけにはいかないと思います。交流人口拡大に向けた企画を今後しながら、機会を捉えて要望を行っていくということでありました。そういう中で、どれだけでも力になればということで、議会でも出向いた方がいいということがあれば、ぜひ声をかけていただきたいというふうに思います。

質問ですが、今、部長からありましたが、レンタカーの乗り捨てということで検討されているようですけれども、ほかのことも含めてあるようですが、ぜひ、時期を逃さないように進めていただきたいというふうに思います。

それから、高山と富山の間ですけれどもJRがあります。それから、今言われたレンタカーもあると思います。中にはバスを好まれる方といますか、お客さんからするといろんな選択肢があるというほうが、やはりいいのかなというふうに思います。レンタカーの運転ができないというような方もおりますが、現在調べてみましたら富山と高山の直通バスが過去にはあったような記憶があるのですが、今ないように思われます。この辺りのことについて、強化していく必要があるのではないかとと思いますが、どのようにお考えか伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今の北陸新幹線が開業することによって、交通体系が大きく変わるということにつきましては、議員ご指摘のとおりでございますので、しっかり対応できるような政策を打っていかねばならないというふうに思います。

今ほどレンタカーの話が出ましたけれども、鉄道か道路かということになりますと、国道41号、国道360号がああいった状況でございます。雨量規制区間を持っている

ということもございますので、この開業に合わせた道路整備というのはなかなか難しいことではございますけれども、こういったことが完成してこないと、レンタカーで走るにもなかなか走りづらいということもございますので、全てがリンクしているということではございます。おかげさまで、富山を含めた道路整備の期成同盟会等々もいくつか持っておりますので、こういったものをしっかり活用しながら、そういった方面でも要望活動は進めていきたいというふうに思います。

何にいたしましても、今ほど言われたような形の中で、もう1、2年しかございませんので、しっかりとした対応ができるような体制づくり、こういったものを含めて作っていききたいというふうに思っておるところでございます。

○10番（森下真次）

この北陸新幹線開業といいますのは、本当に願ってもないチャンスだと思います。しっかりと、冒頭で申し上げましたけれども的確に、そして遅れないように進めていっていただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。民具の活用について伺います。教育委員会においては、今、市が所有する民具についてデータベース化し、全体の把握、整理作業の資料とする事業が進められています。所有民具をデータベース化し、関連するものを収集・整理し、情報をみんなで共有利用できるようにすること、そして全体を把握することは大切なことであり、早急に進めてほしいものです。むしろ、今までその作業をされなかったことに疑問を感じるところであります。

市所有の民具は、合併前の各町村において収集され保管されてきました。その中には、「飛騨の山樵及び木工用具」として、飛騨のきこりたちの仕事ぶり、暮らしぶりを体系的に伝える3,258点および「宮川及び周辺地域の積雪期用具」として、宮川村および周辺地域の冬ごもりの準備から翌春の雪が消えるまでの期間の生活を裏付ける生活用具類2,800点の国指定重要有形民俗文化財が含まれています。

これら民具は、実際に人が使用してきたものであり、飛騨市らしい地域資源であると思います。このため、何とかこれを活用し、市の活力を生み出すことができないかと考えます。ただ展示するだけでは、人は来てくれないと思います。そこで、次の2点を伺います。

1点目、整理作業の内容について伺います。豪雪地帯、面積のほとんどが山であるというような、環境がよく似た2町2村で収集された民具であり、同種類のものが複数あると思われます。当然、必要数は残さなければなりません、不要となった場合には、寄贈いただいた方の気持ちを大切にしながら、廃棄しなければならないこともあるのではないのでしょうか。そして、民具の中には国指定の文化財もあり、整理の方法によっては困難が予想されますが、どのように整理される予定なのか伺います。

2点目、民具の活用について伺います。民具は保管することよりも、いかに活用するかが重要であると思います。そして、これが市に活力を生むことになれば理想でありま

す。このことは極めて難しいことであると認識していますが、挑戦することを避けてはならないと思います。そこで次の提案をいたします。

ご存じのとおり、市内には数多くの空き家があります。このことは冒頭にも申し上げました。空き家の中には民具が似合うものもあります。こういった家に民具を置き、市民または観光客に気軽に見てもらえるようにする。そして、この施設を広く開放し、地域の人がお茶を飲みながら会話をする場所にもする。設置されている民具も会話のネタとなり、また、実際に使用できればなおさら地域のコミュニケーションづくりにも役立つのではないのでしょうか。観光客が望むなら実演も行い、また体験することもできる。というように活用できればと思います。さらに、こういった施設を市内各地に配置する。まったくの夢物語であり、施設管理、責任の所在等問題は山積しますが、うまくかみ合えば、民具そして空き家の有効活用につながると思われませんが、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

おはようございます。それでは、ただいまの森下議員の2点の質問に対してお答えをさせていただきます。

民具の活用についてでございますが、議員ご周知のとおり、古川町山樵館には昭和56年度に国の重要有形民俗文化財として指定を受けました「山樵及び木工用具」を収蔵しており、宮川町民俗資料館には、昭和62年度に同じく国の指定を受けました、「積雪期間の人々が暮らすための生活用具」を中心に収蔵しております。

また、現在までに市民の方々よりご寄附いただきました市指定以外の民具につきましては、平成22年度の調査の結果、市内全体で29,128点あることが分かっており、旧神岡町の山田小学校校舎、旧神岡町東小学校校舎にも分散して収蔵しております。収蔵品につきましては、旧4町がそれぞれに収集が行われていたことから、同じ民具が複数存在している状況にあります。

市が現在収蔵保存しております民具は、国指定文化財6,058点と合わせますと35,186点あります。国指定の文化財につきましては、持ち出し、移動はできないことになっております。このため、将来的にも現在の山樵館、宮川考古民俗館に収蔵保存をいたします。

ご質問の整理方法につきましては、市指定以外の民具全ての各収蔵品の現状、収蔵場所等の把握は完了しており、本年度に緊急雇用制度を活用した整理作業を7月頃から行えるよう準備を進めております。

市民の方々よりご寄附いただきました、それぞれに想いのある民具であり、統合整理を行うためには、文化財審議委員会にも諮り、民具の状況、個別の数により、将来的に保存が必要と判断される民具、学校・サークル等で活用できる民具、その他整理する民

具などに分類整理したいと考えております。収蔵の場所につきましては、建築基準法など建築諸法との照らし合わせが必要となりますが、宮川町考古民俗館1階部分、地階の部分になりますが、そちらの改修を行うことでの収蔵を検討しております。

2点目の民具の活用についてでございます。民具等文化財は、祖先から伝えられた歴史・文化の後世への引き継ぎを示す大切な財産と考えております。また、市民の方々よりご寄附いただいた品々は、保護、収蔵するだけでなく使用、活用させてもらうことで、後世への引き継ぎができるものと考えております。

現状の取り組みとしましては、昔の暮らしを知る道具を「民具パック」といたしまして、例えば夏の暮らし、すだれ、蚊帳、風鈴。子供の遊びでは、羽子板、駒、お手玉などを1パックといたしまして、現在40種類余りを揃えまして、社会科の授業など小中学校の教育の場、市内福祉施設では、痴ほう症予防の道具として利用していただいております。

今後の方針としましては、貸し出し可能な収蔵品の中の民具を、現在の「見る・知る」から「使う・利用する」に重点を移し、活用を行いたいと考えております。

議員ご提案の、市内空き家活用による民具の展示、使用については、関係部局との調整も必要となり即時の対応は難しいと考えておりますが、教育委員会の今後の方針と一致する点がありますので、まちづくり協議会などへの提案を行うなど、体験型生涯学習の一貫として検討を進めたいと考えております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○10番（森下真次）

1点、再質問をさせていただきます。民具を整理して、宮川の収蔵庫の1階のほうにということでありましたが、現在あります民具は、廃棄ということも中には出てくるかもしれないですが、そちらのほうに全部収納できるようなスペースはあるのでしょうか。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

先ほどの答弁の中でも一部触れさせていただきましたが、全体数で29,000余りでございます。今ほどありましたように、苦渋の選択になるかもしれませんが、ある程度整理をしなければ、現在の建物の中には収まらないというふうに考えております。参考でございますが、現在の建物は大体760㎡ほどございますので、その部分を棚状にいたしまして4段から5段のものを作れば、ある程度の数は収まるというふうに考えております。以上でございます。

○10番（森下真次）

民具を活用して、交流人口を獲得するということは大変厳しいと思います。私、インターネットで調べただけなんですけれども、各市、町でいろいろやられておりますが、やっているぞという所は数見えてこなかったというふうに思っております。そういうことを考えますと、やはり今後は体験ということがキーポイントになるのかなと思います。例えば、わら細工なんかを考えますと、体験して作って自分だけのものができれば、そ

ういうとこに魅力を感じていただけるのかなと思います。

いずれにいたしましても、今後、飛騨市らしい民具の活用を見出しまして、市の活力を生むように研究されることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔10番 森下真次 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、11時05分まで10分間、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時56分 再開 午前11時05分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開します。次に12番、谷口充希子君。なお、質問中、説明資料の使用願いがありますのでこれを許可いたします。

〔12番 谷口充希子 登壇〕

○12番（谷口充希子）

議長のお許しをいただきましたので、2つの質問についてさせていただきます。

はじめに、子宮頸がんワクチン接種についての質問でございますが、この質問に当たり、3日前の14日厚生労働省が発表しました中日新聞の記事を持ってまいりましたが、「子宮頸がん、接種勧めず」というこの報道がございました。厚労省は、6月14日子宮頸がん接種を勧めずという方針を決めたというものでございます。接種は中止しないものの、自治体に対し、対象者に個別の案内を出さないよう勧告したというものであります。私、この一般質問は6月10日が締切りでございましたので、当然、その何日か前にいろいろ調べたりして作成しましたことを皆様方に周知していただき、質問をさせていただきます。

はじめに、子宮頸がんワクチンについてお話しさせていただきます。子宮頸がんとは、ヒトパピローマウィルス、HPVと申しますが、その感染が主な原因で、子宮の入り口にできるがんであります。ほぼ100%が性交渉で感染します。女性のほぼ全員が感染しますが、時間とともに免疫力で消滅し、1,000人に1人か2人が発症します。そして、このがんは、感染してからがんになるまでの時間が長期にわたります。何年にもわたりますので、事前に検診などで発見し予防することができます。この、子宮頸がんに対するワクチン接種が、昨年まで任意接種でございましたが、本年4月から定期接種となり無料になりました。小学6年生から高校1年生が対象でございます。

しかし、このワクチンの副作用、副反応とも申しますが、それについて新聞やテレビ

で数多く取り上げられ、全国的な問題になっていました。副作用は症状が様々で、軽度なものから重篤なものまで、亡くなられた方もいます。例えば、足が痛い、腰が痛い、めまい、はきけ、頭痛、記憶力がなくなる、運動神経の走るとか跳ぶということができなくなるなど、そしてそのワクチンとの因果関係を医師が確定できないのも問題の一つであります。CTやMRIでは何の異常も見つからないが、副作用で車イスの生活を余儀なくされている子供さんが現在みえます。

日本で認可されているワクチンは、3回の接種を必要とし、その製薬会社はガーダシルとサーバリックスの2社でございます。HPVには100種類以上の型があり、このうち16型と18型にしか効果がないのです。そしてその免疫は、海外臨床試験の結果では、最長6年4カ月程度であると発表されています。これは、パソコンのユーチューブなんかにはどんどん出ていますから、見ていただければわかると思います。

つまり、小学校6年生12歳から17歳の女の子に接種して、確定された免疫効果は18歳から24歳まででありますので、厚生労働省の人口動態調査を見ても、24歳までに子宮頸がんで亡くなられた方はほとんどいないという結果が出ております。

また、厚生労働省の悪性新生物、つまりがんでございますが、それで亡くなられた方は10万人中何人かの統計によりますと、昭和25年の19.7人から平成21年の8.6人と半減しているのが現状でございます。

先ほど述べましたように、性交渉しか感染しないがんなので、一番の予防策は純潔教育をすれば良いということになります。女の子が自分の体を大切に、結婚するまで本当に大切にしましょうという教育。それでございます。私は、ある母親の不安の声を聞いております。それは、「このワクチンができてから6、7年しかたっていないと聞いていますが、現在は副作用がない状態ですが、将来結婚して本当に妊娠できるかということが心配だ」と申されておりました。厚生労働省によると、2011年に子宮頸がんで亡くなられた方は2,737人。予防ワクチンは、2012年12月までに342万人が接種し、副作用報告は1,926人。そのうち1名死亡で、重篤患者861人みえます。

本年3月25日、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会というのが設立されました。それを受けて5月10日、下村文部科学大臣に提出されたものですから、全国の小中高、大学へ副作用の実態調査をするよう要望書が提出されたものですから、5月16日厚生労働省は、健康被害の報告が多数あることを踏まえ、詳しい調査を開始すると決めました。被害者連絡会のメンバーは、動画で見ましたが東京都の杉並区区議会議員が中心となり、日野市、町田市、多摩市の市会議員の方々でありました。そして、その方々は私と同様、胸にオレンジのリボンのバッジがありまして、これは児童虐待防止を意味するバッジでございますが、そういう方々でございましたことが印象的でございます。既に3月議会におきまして町田市では、国に対しての意見書が提出され、多摩市においては附帯決議がなされました。このような状況でございます。以下、5点についてお伺い

たします。

1、任意接種が始まったのは2010年でございますが、今日まで、飛騨市において副作用の出た人はいらっしゃいますでしょうか。2、ワクチン接種の問診票の際に、副作用の症状等の説明はされていますでしょうか。3、厚生労働省が、副作用の詳しい調査を5月16日に決めましたが、その結果が出ていないのに接種することをどのようにとられているのか。これは、通告しましたので読み上げておりますが、現在は多少変わっているかと思えます。4、副作用で障害が残った場合の補償問題は、任意接種と定期接種では違いがあるのか。その場合、市の責任割合はどのくらいでしょうか。5、子宮頸がんの予防方法に純潔教育があります。先ほど私が申し上げましたが。家庭や学校で指導する方針はありますか。以上、お伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

皆様、おはようございます。それでは、谷口議員の子宮頸がん予防ワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。少し長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

はじめに、子宮頸がんの罹患数は9,794人、死亡数は2,737人で、特に40歳未満の女性に限りますと、罹患率は乳房に次いで2番目、死亡率も同じく乳房に次いで2番目に高いがんであります。

先ほど、議員から2種類のワクチンの商品名が挙げられました。日本においてはそれぞれ、平成21年12月、そして平成23年8月から販売開始となりました。どちらのワクチンも導入から間もないことから、子宮頸がんが減少するという効果の検証は困難ですが、1つ目に子宮頸がん全体の50～70%の原因とされる16型、18型のヒトパピローマウィルス、HPVといいますが、の持続感染を予防する効果と、2つ目にがんに移行する前段階の病変の発生予防効果が確認されています。持続感染やがんに移行する前段階の病変を予防できれば、がんも予防できると考えられており、世界保健機関（WHO）においてもこのワクチンの接種を推奨しているところであります。

また、現在確認されています予防効果の期間については、最長9.4年間となっておりますが、随時更新されており、今後も引き続き有効性の調査がされていく予定となっております。はじめに、1点目の飛騨市における副反応についてお答えいたします。

このワクチンに関しましては、平成22年7月から飛騨市単独事業として任意接種への助成を開始し、同年12月から国の子宮頸がんワクチン等接種緊急促進事業等により助成をしてきましたが、予防接種法の一部改正により本年4月からは定期接種として実施しております。この間、副反応について当市への医療機関からの報告はありませんでした。

2点目のワクチン接種の予診票の際の副作用の説明ということですが、任意接

種時におきましては、助成の申請は保健センターが窓口となっておりますので、複数の説明書、注意書きやリーフレットを保護者に直接お渡しをし、副反応についても説明をしてきました。

今年度、定期接種になってからは、保護者宛てに予診表と一緒に説明書、注意書きを送付するようになりました。また、できるだけかかりつけの医療機関へ予約をしてもらうようにしておりますが、医療機関でもワクチン製造会社の説明書、注意書きを配布し、医師からも説明をされています。

3点目の5月16日に合同開催されました、少し長いですが平成25年度第1回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、そして平成25年度第1回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会について述べさせていただきます。

資料によりますと、子宮頸がん予防ワクチン接種後に歩行不能、関節痛などを訴える人が発生していること等を踏まえ、予防接種法に基づく医療機関報告、薬事法に基づく製造販売業者報告だけではなく、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が収集した24例、およびこれまでの副反応報告から複合性局所疼痛症候群、CRPSといますが、疑われる5例などについて検証し、法律上の定期接種中止の必要性が議論されました。

結果としましては、「現時点で中止のための論拠は、医学的データが欠け過ぎている。早急に医学的データを集積し、多様な症状に関してより医学的なデータ収集が先行されるべき。その結果をもって判断する必要がある」として、接種の継続が決まりました。

しかし、先日の6月14日、前回の会議で不足しておりましたデータをできる限り集積し、第2回の合同会議が開催され、その結果を受け同日付で厚生労働省健康局長から「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」が出されました。その概要は、1点目に、HPV感染症の定期接種の対象者又はその保護者に対し、予防接種法第8条の規定による当該接種の勧奨を行うに当たっては、市町村長は、接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること。

2点目に、HPV感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は公告及び対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ること。ただし、その周知方法については、個別通知を求めるものではないこと。

3点目に、市町村長は、管内の医療機関に対して、HPV感染症の定期接種の対象者等が接種のために受診した場合には、積極的な勧奨を行っていないことを伝えるとともに、接種を受ける場合には、HPV様粒子ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で接種することを周知すること。

4点目としまして、HPV感染症の定期接種を含め、予防接種による副反応の報告が適切に行われるよう、市町村長は改めて管内の医療機関に対して周知を図ること。

そして最後に5点目に、早急に副反応症例について、可能な限り調査した時点で、専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を判断する予定である。ということ

でございます。市としましては、この勧告に従って次の対応を行います。

1つ目に、これまで勧奨した方に対して再度、ワクチンの有効性とリスクおよび現在の取り扱いについて説明した資料を送付させていただきます。2点目に、中学校の協力を得るために、教育委員会を通じて対応していきたいというふうに考えております。3点目に、医療機関に対して「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」資料等により周知を図ります。

なお、この勧告につきましては6月14日適用のため、連絡のありました14日の夜と15日の午前中に早速、医療機関へはFAXにより通知をしております。

4点目のご質問であります、副作用で障害が残った場合の補償問題についてお答えいたします。予防接種法に基づき予防接種を受けた方が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、その疾病、障害または死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、実施主体である市町村長は予防接種法の規定に基づき医療費などの給付を行うことになっております。その給付内容の種類は、1つ目に医療費、あと医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料、介護加算であります。この財源は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1であります。

一方、任意接種にかかるものにつきましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医薬品副作用被害救済制度、そして生物由来製品感染等被害救済制度に基づく救済の対象となります。適正使用したにもかかわらず、発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病でありますとか、日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害について救済給付を行う制度でございます。給付内容の種類は、先ほどと同じようなものでございますが、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金・一時金、葬祭料でございます。この財源は、国の補助金と製造販売業者による拠出金となっております。市では、町村会の総合賠償補償保険に加入し、副作用でなく予防接種にかかる事故に対応することにしております。

最後に5点目の、子宮頸がんの予防方法に純潔教育がありますが、家庭や学校で指導する方針はありますかについてお答えいたします。

保健センターでは中学校と連携をしまして、子供たちに命の大切さを伝えるための事業として、同じ内容ではございますが古川中学校では「赤ちゃんふれあい体験教室」、神岡中学校では「命の教育授業」を実施しております。

また、命を落とすことや子供を産めなくなることを防ぐためには、早期発見、早期治療が大切である子宮頸がん検診も重要であります。そのため成人式の際に、新成人の女性に「20歳になったら子宮頸がん検診を」というチラシを配布し、啓発するとともに、裏面には不妊・不育に関連する卵子の老化について触れ、仕事、結婚、出産、家族について考えていただくきっかけになればというふうに考えております。以上、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○12番（谷口充希子）

部長には非常に丁寧に答弁いただきました。再質問をさせていただきます。

厚労省が推奨を一時中止というふうにあっても、対象の希望者にはこれまでどおり無料で受けられるものであります。先ほどの免疫期間が私と認識がちょっと違っておりました、私が調べたところでは6.4年、最長でというふうにありましたけど、9年とおっしゃいましたけれども、年々変わってくるというような状況があるかと思えます。そのワクチンを打っても、検診の必要性は必ずあるということでございますし、そういう説明を事細かに市民に情報提供していただきたいというふうに私は思います。そして、何よりもこの質問をする時に、忙しいお母さん、保護者の方のために、子宮頸がんワクチンとはこういうものでありますよということを、まずまず認識していただきたいという思いが根底にはございます。それで、この免疫期間が、市で送られた書類には1行も書かれておりませんが、私が調べました母親の方たちに聞きましたら、「えー、一生いいんじゃないんですか」という答えが何人も返ってきました。それで、私も思います。これを調べ出したら、本当に怖いなという感じが正直ありました。たまたま家には中学1年と、4年生の女の子がいますが、本当にこの子たちに打ってもいいものかという不安はありまして、家では話し合い、打たないという結論に達しましたが、この免疫期間が年々増えるとか、そして厚労省が追跡調査をしている今現段階で結果が出ていない。つまり、12歳の子が9年とおっしゃいましたので、9年たって19歳までに子宮頸がんになるかどうかということは、非常に考えにくいと私は認識しておりますが、その辺のところを部長はどうお考えでしょうか、ちょっとお尋ねします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問にお答えいたします。

議員が申されますように、予防接種を打ったから子宮頸がんにはならないというものではないということ。そして、正しい情報をきちんと保護者の皆様に伝えるのは市の責任でもございますので、今、確かに積極的な干渉は差し控えられたものではございますが、今言われたような情報をきちんと、例えば、今から個別通知をしようと思っております。その中に、改めてきちんと今の運用、リスク等々入れたものをお送りしたいというふうに思います。そして、現場でもそのような質問を受けた時には丁寧に答えるとともに、やはり最終的にご判断いただくのはもちろん保護者であったり、打たれる子供さんであったりとは思いますが、判断するための材料として正しい情報を与えるということ、きちんと対応していきたいと思えますし、このがん検診につきましても、飛騨市は20歳からもちろん受けていただくようにしております。全体のがん検診の子宮がん検診の受診率は非常に高いものがございますが、若いところは飛騨市の統計でもや

はり低い状態です。ですので、成人式の時にももちろん周知のためのチラシは出しますが、あらゆる機会を通じてがん検診の必要性についてもきちんとお伝えしながら、とにかく受けていただく、ワクチンもですけど、検診を受けていただくということも大切なこととして位置づけて、積極的に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○12番（谷口充希子）

もう1点についてお尋ねしますが、医院の窓口で、先ほど申しましたようにガーダシルとサーバリックスの2社がありますが、「どっちにしますか」と保護者に聞かれるわけですが、私の認識もそうですけれども、一般の保護者の方がどちらのワクチンを接種したらいいのかなんていう判断が、非常にできにくいという根底があるのです。そのことについて私も娘に話をしましたけれど、「そんなことは訳が分からないね」ということで、ほかのお母さんに聞きましたら、「分からないので、先生にお任せします」ということで打たれるという、こういう現状がございます。

私は思いますが、このガーダシルとサーバリックスの会社、イギリス製とアメリカ製ということなのでしょうが、このことについても今後、皆様方に周知する時にお伝えしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。今ほど答弁でも申しましたように、医療機関でも製薬会社が作られました保護者の皆様に読んでいただくものがあります。確かに、おっしゃるようにサーバリックスと両方がございますので、その中でどちらを選んだらいいかというところは先生にご相談をして、先生のところで丁寧に説明いただくということ、また先生方にもお願いをするとしても、私たちのほうでもチラシ等にどこまできちんとお伝えできるかを検証しまして、適切な情報が出せるように取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○12番（谷口充希子）

最後の質問ですが、私の考えはやはり、大切な子どもたちにワクチン接種をするべきでないというふうに考えておりました、一番危惧するところは先ほど申しましたように、将来不妊になるようなことがあっては大変だ、飛騨市の人口減少の問題どころか日本民族の存亡にかかわってくる、なんてことまで心配しております。そして、保護者の方が情報をいろいろ共有していただき、正しい判断をされることを願い、この質問を終わらせていただきます。部長には大変丁寧なご返答でございましたが、厚生労働省が3日前という状況下でありまして、非常に答弁しにくいと思ひまして、私も質問するに当たり大変戸惑いましたことが1点ございますことを申し上げます。次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問で、シルバー世代の自律についての質問をさせていただきます。この質問は、私の市政報告をさせていただきました時に、市民の方から申し込みがあってさせていただくものでありますことを、はじめに申し添えさせていただきます。

平成25年度予算計上の中の3本柱の一つに、市長は「シルバー世代の生きがいと自律」というのがあります。県内の市の中で、高齢化率1位の飛騨市、34.5%でございしますが、団塊の世代等により進行が著しくなっています。平成27年頃にはピークと推測される高齢化率でございしますが、少子化と同時に元気な高齢者の自律が喫緊の課題となっておる飛騨市でございします。

一方、国においては厚生労働省が進めている国民の健康づくり運動「健康日本21」は2013年2月で10年間の第1次計画が終了し、2013年3月から10年間は第2次計画がスタートしております。先の第1次計画で目指していた目標の一つに、メタボリックシンドロームの認知度向上があり、スタート当時は2割程度であった「メタボ」という言葉の認知度は、9割まで上昇したというふうに聞いております。

第2次計画で国が広めようとしているのは、ロコモティブシンドローム、通称「ロコモ」であります。ロコモとは運動器の障害で、骨や筋肉、関節など体を動かすために必要な運動器が加齢により衰える、その結果生活の自立が低くなり、寝たきりや要介護になるリスクが高い状態を指しております。バランス能力の低下や筋肉の低下により、歩行困難、転倒、骨折、骨粗しょう症、変形性膝関節症、脊柱管狭窄症など骨や関節の病気になるります。平成21年度の文部科学省による新体力テストの結果、40代男女の5人中4人がロコモ予備軍と推定されております。現在、ロコモは予備軍を含めて4,700万人と言われております。つまり、筋肉の衰え、骨強度の低下、軟骨の磨耗を食い止めれば、ロコモは予防できることとなります。そこで、2点についてお伺いいたします。

市民のロコモ度を、予備軍を含めて調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。2点目、市長にお伺いいたします。トレーニングセンターやハートピア、また新しくできた神岡の保健センターなどで、筋力アップの器具を整えて健康な高齢者を増やす環境を作っていただくという提案でございします。誰でも、いつでも気軽に運動し、ロコモを防ぐものであります。もちろん、応分な負担はあってもよいと思います。飛騨の冬は長く、ウォーキングの期間も短く、春は花粉症の問題もあります。お隣の高山市さんには、スポーツクラブがあり、これは民営ですが。そして、ビッグアリーナ隣のジムや木曾垣内にも器具が整備された施設があります。この木曾垣内の施設には、古川からもたくさんの方が行っているというふうにも聞いております。ロコモ人口を増やさないために、市長の考えをお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、谷口議員ご質問の2点目でありますシルバー世代の自律についてのご質問の1点目、市民のロコモ度調査についてお答えいたします。

飛騨市の介護認定の主な原因疾患は、認知症、脳血管疾患、骨折、筋・骨格系疾患、循環器疾患となっております。議員ご指摘のようにロコモティブシンドローム対策は、介護予防にとって大きな課題であるとともに、効果が現れやすいため、取り組み方によって大きな差が出るものと考えています。

「ロコモ」については、議員が述べられましたように「メタボ」の後に出てきた言葉で、全国的にも徐々に認知度が上がってきている状況です。公益社団法人日本整形外科学会では、今年5月27日にロコモ度を7つの項目でチェックする「ロコチェック」に加え、より広い年齢層でロコモの危険度を評価する「ロコモ度テスト」を発表いたしました。

1、下肢筋力、2、歩幅、3、身体状況・生活状況を評価する3つのテストで、将来ロコモティブシンドロームになりうる可能性を判定する新しい方法です。

市としましては、全国の認知度が26.6%という中、市民の皆様への周知活動や、ロコチェックやロコモ度テストの実施について発表されました、日本整形外科学会をはじめとする各種団体等の資料などを参考に、具体的に普及啓発も含めてどのように実施すべきかについて検討していきたいと考えております。

2点目の筋力アップの器具を整えて、健康な高齢者を増やす環境づくりのご提案をいただきました。先ほど述べましたとおり、ロコモティブシンドローム対策は、介護予防にとって重要であり、効果も期待できることから最優先で取り組むべきと考えています。

現在市内では、神岡町桜ヶ丘体育館に筋力アップの機器を取り揃えております。また、同じ神岡町ふれあいセンター内の身障ホールでも、リハビリ機器を午後から一般市民に開放しております。神岡町以外ではこうした設備が整っていないため、ハートピア古川の一部や河合、宮川でも同様の整備を検討しております。

また、ソフト事業として、地域包括支援センターでは、高齢者の筋力アップ・維持のために平成24年度から元気体操の取り組みを始めました。この体操は、その人に合った負荷となる重錘バンド、重りのあるバンドですが、を手首、足首に付けて運動を行うことで筋力、バランス能力を高めるものです。従来のいきいき体操も継続し、各地区で自主活動にも取り組んでいただいているところであります。

また、スポーツ推進員はノルディックウォーキングの普及の取り組みを始められましたし、体育協会等においても各種スポーツ大会の開催をはじめとして、全年齢層でのスポーツの普及に取り組んでいただいております。このほかにも、様々な団体等によりまして取り組んでいただいておりますが、個人においても各種スポーツやジョギング、ウォーキング等それぞれの好みにより楽しんでいただいております。今後、設備の充実とそれを生かすソフト事業を組み合わせることにより、高齢者だけでなく市民全体の体力

増進を目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○12番（谷口充希子）

答弁をいただきました。今ほどの答弁で、古川町にはやはり器具が整備されている所がないというご答弁でございましたが、ハートピアに1週間に1回、自由に行ける所がございまして、それも私は何十回か参加して体験させていただきました。その時にやはり感じたことは、元気な高齢者が自分自身で努力するという、そういう意識が高いということをととも感じました。そのため、団塊の世代が今定年を迎え、今の健康なうちに健康人口を増やそうというこの施策を言ったわけでございますけれども、予算も必要でございます。そしてまた、地域においては元気体操、いきいき体操をしていらっしゃるのです、それにも参加させていただいて、このような飛騨市の例えば健康保険の予算が非常に少ないということで、全国から視察にみえるという傾向もありまして、非常に努力はされているというふうに感じました。

そして、私が言いたいのは、一番は身近に気軽にすぐ行けて、20分くらいで終わって帰れるというような状況の整備をしていただきたいということでございます。予算も関係しています上に、先ほど言いましたように市長にもう一度ですが、その器具をそろえていただきたいということの答弁をお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

内容につきましては、部長が答えたとおりでございます。それで、先ほど木曾垣内の話が出ましたけれども、あそこへ古川のほうからどンドンと年会員になって行ってみると。それも、時間を待っていなければなかなか器具が使えないほど混んでいるということ聞きまして、飛騨市の中にもそういった施設は必要だろうということで早速、必要な物はそろえてあるのですが、足りないところは補充したりしてでもそろえるようにということで指示を出しておるところでございます。

例えばですけど、トレーニングセンターとかハートピアの話も出たわけですが、トレーニングセンターとかそういった常にスポーツで使っていただけるような施設にも必要であれば、設置をしてまいりたいというようなことを考えておりますので。これは、いくつもあって遊んでおるような状況では、また設置したかいがございませんので、この辺はよく担当部のほうで検討をさせた上で、できるだけ設置に向けて検討していきたいというふうに思っています。

○12番（谷口充希子）

最後になりましたが、飛騨市の健康年齢を今より1歳でも2歳でも引き上げていただくように、これからも推進していただきますようによろしく願いして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

[12番 谷口充希子 着席]

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。再開を13時といたします。

（ 休憩 午前11時46分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開します。次に2番、中嶋国則君。

[2番 中嶋国則 登壇]

○2番（中嶋国則）

発言のお許しをいただきましたので、大きく3点について質問させていただきます。はじめに、「飛騨とらふぐ」による町おこしと題して質問いたします。

地元有志で作る飛騨とらふぐ研究会が3年前から試行錯誤し、とらふぐの養殖に成功し、今年1月から飛騨市および高山市内の旅館や居酒屋などで売り出されています。テレビ放映や新聞の報道による反響が大きく、県内外から食べに来る人が多くなり、供給が追いつかない状況であります。特にテレビで取り上げられました国府町の料理屋では、予約が難しい状況になっております。

去る6月1日には、飛騨市内の居酒屋やレストラン3カ所において、テレビ取材が行われたところでございます。その模様は6月30日の中京テレビ、夜遅いのですけれども午後10時30分からの「PS三世」という番組で飛騨市が紹介をされますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。

昨年の7月ですけれども、NHKのテレビ番組「鶴瓶の家族に乾杯」を見られた方もあるかと思っておりますけれども、2週連続で飛騨市が大変詳しく紹介をされたところでございます。テレビ放映の翌日から、飛騨市に観光客が多く訪れたということを知っております。それまでほとんど売れなかったものが何カ月分も1日で売れたとか、そんな話も聞かれたところでございます。そういったテレビ反響を思うに、この「飛騨とらふぐ」の放映がありますと、また同じように翌日から予約が入り、うれしい悲鳴が聞かれるのではないかと期待をされるところでございます。

また、相次いでこの、とらふぐのテレビ取材が予定されているところでございます。そうなれば、飛騨市の観光客の増加につながり、食事をしたり、土産品を買ったり、経済効果が大きいと期待されるところであります。

現在「飛騨とらふぐ」は、商標登録されロゴマークで売り出されています。このふぐの特長は、年中水温が一定のため、海の養殖では出荷まで2年かかる期間が1年4カ月

で成魚になり、出荷をされるそうでございます。海で育ったものの出荷は、冬場の12月～3月がほとんどでございますので、「飛驒とらふぐ」は年中出荷が可能であり、卸価格が大変安いということでまた安定をしております。さらに、ストレスをかけない養殖技術によりまして、身が大変甘く、プロの料理人からも絶賛されているところであります。

通常ふぐといえば毒があり、心配をされて敬遠される方もあるわけでございますけれども、驚くべきことにこの「飛驒とらふぐ」は、海の貝毒成分を食べないため、猛毒のテトロドキシンがなく無毒の特長があります。

岐阜県の特産品である飛驒牛には、到底及ばないとしましても飛驒市の食のおもてなしの一つとして、大変有望な資源であると思っております。そこで、3点について質問をいたします。

1点目、今年1年目の出荷計画と経済効果はどのようなものでしょうか。2点目、3年後の出荷計画と経済効果、さらにそれ以後の将来計画についてお伺いします。3点目、市が積極的に商工会や観光協会、料理旅館組合などと連携し、観光客を呼び込むための支援をすべきと考えますが、市としてどのように取り組みをされますでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、中嶋議員さんのご質問にお答えいたします。「飛驒とらふぐ」による町おこしについて3点のご質問でございますが、関連性がございましたので一括して答弁させていただきますことをご了承願います。

今回の「飛驒とらふぐ」の養殖につきましては、代表の深田さんをはじめとする、とらふぐ研究会のご努力によって開発された、ストレスの少ない養殖技術と、飛驒市もたらず良質な地下水により、非常に品質の高いとらふぐが、生産できることにより、多くのマスコミからも注目されております。

この「飛驒とらふぐ」の大きな特徴としましては、安定した地下水の温度管理によって、年間を通して食欲が旺盛となり、通常約半分の期間で出荷することができ、卸価格も安定していると伺っております。また、養殖場から調理施設までの距離が短いことから、ストレスがたまらないうちに調理することが可能となり、より新鮮で甘みのある白身を食することができます。さらには、通常、養殖のふぐは共食いを防ぐため、成魚に育つまでに2、3回の歯切り作業を行います。同研究会の養殖技術はストレス環境がないため、この作業を行う必要がなく、地元、免許業者からも「非常に甘みがある」との評価をいただいております。

以上のように、多くの関係者、試食した調理師などからも、天然物よりも「甘い」と、評価されるぐらいの品質のため、その将来が楽しみな飛驒市の特産として注目しており

ます。

こうした中、今後の飛騨市の支援としましては、旧鷹狩保育園を「飛騨とらふぐ」の養殖場として、今後3年間、同研究会に対し無償貸付けする方向で検討し、今回の議会に、議案を提出させていただきました。これは、今後この「飛騨とらふぐ」が、飛騨市の特産として市内外を問わず、大きく成長することに期待していること。また、古川町商工会からも全面支援をいただいていること、さらに、規模拡大の際には、大きな投資が必要となることから、同保育園の無償貸付けの方針を決定したものでございます。

次に、とらふぐの消費推進、販路拡大につきましては、現在、古川町商工会が事業主体となって、全国商工会連合会からの補助金を受け、『山国育ち 歯切りの無い「飛騨とらふぐ」目指せ大海』をスローガンとしまして、飛騨市独自の食べ方とメニューの創作研究、観光客や市外に向けたPR戦略、地域ブランド化に向けた販売戦略の立案、などの事業が展開されます。具体的には、山国特有の食文化を組み合わせた新メニューや、地元食材とのコラボレーションによる新商品の開発、また、ふぐについての勉強会、ふぐの身の成分分析など様々な角度から、とらふぐの消費拡大、販路拡大につながる研究が行われます。

この事業を推進するに当たり、古川町商工会では、新たにプロジェクト委員会「飛騨とらふぐ活用実行委員会」を立ち上げ、そのメンバーには、市内飲食店組合員の皆様や旅館組合、観光などに精通した市民や市職員なども参加することから、単に飲食ばかりでの推進ではなく、いわゆる市外からの外貨獲得のため、観光客の誘致にも積極的につなげ、経済効果が上がる活動を展開されます。

以上、述べましたように、市としても商工会などの各種団体などと協力しながら、今後も積極的に支援し、「飛騨とらふぐ」が将来の飛騨市の特産品として成長できるよう、大きく期待しているところです。以上でございます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

## ○2番（中嶋国則）

今の答弁では、出荷計画とか経済効果の答弁がなかったわけですが、そういったことが難しいのかなということで結構でございますが、私が独自に聞いたところでは、例えば旅館であるとか居酒屋さんに直接聞いたのですが、それから深田さんにもお会いして出荷計画等聞きました。そういったことは、できるだけ話してくれるなということもあったんですけども、皆さんご承知かと思えますけれども、中日新聞の飛騨版にこの「飛騨とらふぐ」の記事で深田さんのお話も載っておりましたので、それを紹介させていただきますと、確か5月の日にちはちょっと忘れちゃったけれども、その中で私が頭に入っているのは、年間5,000匹の出荷を予定しているという記事がございましたし、12月～3月の冬場は3,000匹の出荷を目指しているという記事がございました。皆さん、読まれた方もあるかと思えますけれども、さらには、今ほど鷹狩保育園で養殖を始めたいという話がございましたように、鷹狩保育園が借りられれば7,000

匹、8,000匹、あるいは1万匹の養殖をしていきたいと、そういった将来計画もあるんだということでございました。

旅館や居酒屋さんの話に戻りますけれども、旅館の方のお話しでは、宿泊客に対してとらふぐの一品料理、あるいは二品出しておりますということでございましたし、居酒屋さん等では観光客の方が、日帰り客ですけれども、ふぐのランチを召し上がって帰られる方が結構出てまいりましたというお話でございました。具体的に数字はということをお聞きしたら、3軒の方に、2軒の方に聞いたのですけれども、大体月に30名くらいは、あるいは40名くらいのこともあるんだということでございました。これ、年間にしましたらランチだけでも4,500名の方が食べられるということでございます。

今後、先ほど言いましたけれども中京テレビの放送、あるいはCBCテレビ「大石の一報」という有名なというか、御存じの番組でもまた取り上げていただけるということでございます。

今後、急激に観光客が増加するのではないかと、居酒屋さんでは期待をしてみえます。「とらぬたぬきの皮算用」、これは当てにならぬ例えでございますけれども、ふぐは皮ままで食べられますし、今、実際にふぐを調理して売り出していると。「とらふぐの皮算用」で、大いに期待しているんだということを申し上げたいと思います。

先ほどの答弁の中で、古川町商工会が国の補助事業を受けて、積極的に取り組んでいくというお話がございました。確か、プロジェクトチームを作って「飛驒とらふぐ活用委員会」銘打ってそれを立ち上げて、市職員も一緒になって観光客の誘致とか経済効果を上がるような行動をしていくというお話がございました。この「とらふぐ活用委員会」につきまして、構成人数でありますとか、いつからスタートするのか、その辺のところをお尋ねします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただ今のご質問でございますが、古川町商工会で立ち上げます「飛驒とらふぐ活用実行委員会」でございますが、委員会の人数につきましては30人弱の皆さんに委嘱を打診しているようでございます。そして、最初の委員会につきましては、来月7月の下旬に最初の委員会が開催されると伺っております。以上でございます。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。今、ブームになる可能性が高いということですので、スピード感を持って流行語の「今でしょう」ということで、熱を入れていただければ有り難いと思います。

先ほど、ランチの話をしてしまいましたが、観光客はほとんどの方が昼に古川の散策をして、日帰りが多いということでございます。今現在、ふぐ料理のランチを提供するお店は3軒しかないということでございます。この、とらふぐの町を売り出すためにも、

ランチを出す店を増やす支援策はないでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただ今のご質問でございますが、今回の古川町商工会の取り組みの中で、とらふぐを使った新たなメニュー開発も取り組みの柱として計画されております。このため、今回のメニューはいわゆる高度な料理技術といたしますが、薄切りのてっさ等ではなくて、ある程度の調理人ならば誰でも調理ができるというような、家庭料理をイメージした料理の開発を研究されると伺っております。このため、免許があれば手軽にとらふぐを提供することが可能だということと思っておりますので、多くの店がランチ等にも提供できると期待しております。以上でございます。

○2番（中嶋国則）

今のふぐ料理の免許の話が出ましたけれども、これも岐阜県は山国ですので、このふぐ料理の免許試験が長いこと行われていないというようなことを聞いております。10人くらいの希望があれば、飛騨地域で試験が開催可能ではないかというようなお話も伺っております。この件についても、積極的に市としても飛騨地域で、岐阜県でふぐの調理試験が行われておりませんし、できれば飛騨市内、飛騨地域で開催できるような、そういう支援をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただ今のふぐの免許取得につきましては、岐阜県が毎年各保健所を通じまして地域の調理師会に照会をかけられまして、ある程度の希望者が集まった場合に開催されております。議員ご指摘のとおり、ここ2年間は希望者が少なく開催されていないようですが、本年も12月頃には受講の希望が照会されるようでございます。受講希望者のうちの飛騨市民が多いようでしたら、飛騨地区で開催を要望したいと考えております。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。最後にもう1点、お伺いします。市民の中には、河合町の「河ふぐ」も大事にしてほしいという声もございます。この河合町の「河ふぐ」は、飛騨市の特産品でもあるわけでございます。「飛騨とらふぐ」と抱き合わせをして、観光パンフレットで宣伝したらどうかと思っておりますが、その辺のところありましたらお願いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

「河ふぐ」につきましては、平成元年から食材として提供されております。平成4年

には、当時の岐阜県知事から飛騨名物「河ふぐ料理」と命名されております。平成9年には「河ふぐ」を商標登録するなど、生産者をはじめ多くの方々のご努力によりまして、今日まで愛されてきた大切な特産品でございます。

議員ご指摘の点でございますが、先ほどから述べていますとおり、本年、とらふぐを活用した新たなメニュー開発が予定されておりますので、料理メニューを中心としました「とらふぐ」と「河ふぐ」のパンフレット作成につきまして、料理メニュー等を含めましてパンフレット作成をつなげていけたらということをおもっております。

#### ○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。それでは、次の質問に移ります。

獣害被害防止対策について質問いたします。鳥獣による農作物の被害は、最近の統計によりますと平成21年度以降、全国では200億円を上回ってずっと増加いたしております。この被害の7割が、シカ、イノシシ、サルによるものであります。特にシカ、イノシシの被害が増加しているところでございます。私の小中学生の頃は、シカでありますとかイノシシの話は見たこともなければ、聞いたこともない。まして、りっぱな角を持ったニホンジカを最近では、田畑や家の近くでたまに見ることがございます。また、3年前には、私の家の近くに一匹のはぐれザルが出没したこともあり、本当に増えているのではないかなと。また、驚いているところでございます。

飛騨市内の獣の捕獲実績でございますが、平成23年度にはクマ12頭、イノシシ67頭、サル16頭、平成24年度にはクマ23頭、イノシシ104頭、サル11頭となっております。特に、イノシシの捕獲が多くなっている現状でございます。飛騨市内の23年度の被害面積でございますけれども、約42ha、被害金額は、約2,000万円でございます。この被害が深刻化している要因としましては、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加が考えられます。

鳥獣被害は、一旦遭いますと営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農家に深刻な影響を与えています。対策といたしましては、クマ捕獲用の檻、イノシシの檻、電気柵の設置であるとか、永久的な構造物としてのフェンス策などいろいろな対策が行われているところでございます。今年度の予算においては、新しくサル捕獲用の檻、罠の購入が予定されております。

また、今年の新規事業でございますけれども、イノシシの被害を防ぐため、国の補助を受けて集落を囲う対策が古川町谷地区および神岡町伏方に計画されております。事業内容ですけれども参考までに、谷地区が延長5km、高さ1.2mで事業費は約700万円かかります。伏方地区が延長5.5km、高さ1.2mで、同じように事業費約700万円でございます。この事業は、地域住民が直接参加をいたしましてフェンスを設置するものであり、これに対する補助、補助といいますか金網であるとか鉄パイプ、鉄柱であるとか、そういったものの資材費が補助を受けるというものでございます。

去る、5月9日に白川村におきまして開催されました、鳥獣被害防止現地検討会に谷

地区の役員が出席されました。その会場において、県の担当者から、全国的に申請している件数が多いため、国からの内示が減額される可能性があるとの説明があったところでございます。参加されました谷地区の役員の方は大変驚かれまして、今現在、内示もない中で何とか全額認めていただきたいと、そういった心配をされているところでございます。

国からの予算の内示につきましては、この6月下旬に示されるとの農林課のお話でございましたけれども、もし、国からの補助金が減額された場合、市としてはどのような対応を取られるのでしょうか。谷地区としましては、2年がかりでも完成をさせたい意向ではございますけれども、国庫補助事業として継続採択されるのか、あるいは継続採択されない場合は、国庫補助金の減額分を市が支援できないのかをお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、中嶋議員ご質問の2点目、獣害被害防止対策についてお答えさせていただきます。当市は、森林が92%を占める山間および中山間地域で、多種にわたる鳥獣が生息しており、その被害は市内全域に及んでおります。平成23年度の当市の被害金額は約1,100万円で、うちイノシシ被害が530万円、ニホンザル被害が230万円で、この2つだけで全体の7割を占めております。

平成23年度の被害額は、22年度の被害額6,500万円強からは大きく減少しておりますが、これは鳥獣のエサとなる森林資源が特に豊富だったことによるもので、生息数は減少しておらず、被害は今後も続くものと考えられます。

イノシシに関しましては、農作物の被害だけでなく、畦畔や農道、水路などの掘り起こし被害も増加しています。また、ニホンザルの被害は現在のところ神岡町の一部、横山、麻生野地区にとどまっておりますが、今後の拡大が懸念されております。

議員ご指摘の補助事業は、国の鳥獣被害防止総合対策事業で、侵入防止策等の被害防止施設整備費の2分の1以内が補助されるものでございますが、自力施行の場合は資材費相当分の定額補助というものでございます。当該事業要望地区は後者の補助を要望しておりまして、谷地区は総事業費682万5,000円に対しまして555万円、伏方地区は697万5,000円に対しまして577万5,000円の国庫交付金を見込んでおります。

現時点で県から内示の通知はございませんが、仮に満額交付がない場合は、比較的資材費が安く一部には被害が少ないとの報告もあるネット柵への切替えによる事業費の縮減や、次年度の継続要望も可能であるため、要望2地区の事業をトータル2カ年で実施するなど、両地区と十分調整を図った上で効果的な事業の実施をしていきたいと考えております。

なお、財源につきましては、現在のところ国、県予算を予定しておりますので、市費での補填につきましては、検討はしていないのが現状ですので、その辺ご理解いただきたいと思います。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○2番（中嶋国則）

再質問させていただきます。今ほど、次年度への継続も可能というお話を聞きましたので、少しは安心をいたしました。もう一度同じようなことを述べますけれども、今ほど事業費の内訳がそれぞれ、谷地区、伏方地区の説明がございました。もう一度おさらいといいますか、要するに国庫補助金が約1,100万ほどになりまして、この金網とか鉄柱、そういったものの地元負担が約250万ほどになるわけでございます。あくまでも金網、鉄柱の資材費をメートル当たりでの定額補助事業でございます。設置工事費につきましては、直営といいますか地元が全額負担するわけでございますので、区民の方々が何日も日曜ごとに出役をして設置をする。いわば、奉仕作業的なこの事業でございます。万が一、継続事業とならない場合には、この資材費の地元負担プラス国庫補助の減額分。そして、何日もかけて設置するというような実情を鑑みて、少しでも負担の軽減策を来年度に向けて検討はできないでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この獣害の防止策につきましては、既に実施をしてみえる地区がございます。そういった所のことと比べましても、今のやり方でやっていただいたということもございまして、市が補填をしなければできないという事業ではございませんので、やはり自分の土地は自分で守る、自分の地域は自分で守るという意味でも、資材費は全額補填をされるわけでございますので、労力につきましては地元で、皆さんの出役をお願いをしたいというのが現状でございます。

もし、継続事業になりましても、来年100%、多分2カ年たてば100%になると思いますので、その辺でまた3年も4年もかかるようなことがあれば、その時点で考えなければならないことも出てこようかと思っておりますけれども、今の時点では、現在のこの補助事業で進めていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。来年度へ向けて、谷地区と伏方地区を最優先で要望されますことをお願いしまして、次の質問に移ります。

3点目は、耕作放棄地の解消について質問いたします。水田の果たしている多面的機能として、洪水や土砂崩れを防ぐ働きががございます。田んぼは雨水を貯め、川への急激な流れ込みを緩和し、ゆっくり放出するという天然の治水ダムの働きをしておるところでございます。また、地下水の涵養やゴミや細菌を除去し、ろ過する役割をしておる

ところでございます。

さて、飛騨市内の耕作放棄地は、面積が約180haの広大なものでございます。このほとんどが、水田の山際の放棄地といえるかと思えます。少子高齢化に伴いまして後継者が減少し、さらには獣害被害と相まって今後ますます耕作放棄地の増加が予想されます。国や飛騨市の方策は、水田ですけれども、経営規模の拡大を目指したいろいろな補助事業が5つくらい打ち出しをされております。飛騨市のような兼業農家、経営規模の小さい農家を切り捨てるような政策に偏ってはならないと考えるところでございます。

国土の保全からも、中山間地域の田を喜んで耕作できる政策を新たに行うべきではないかと思えます。この兼業農家が果たしている水田の多面的機能を、しっかり今後も守っていくべき政策が耕作放棄地の解消にもいくらかつなげていくのではないかと思えます。この政策をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、ご質問3点目の耕作放棄地の解消についてお答えさせていただきます。

当市の耕作放棄地面積は、国の調査指示により平成21年度に報告した面積約178.8haで、昨年度までほぼ横ばいで推移しております。

議員ご指摘のとおり、現政権はその成長戦略第2段において「農業・農村の所得倍増」を掲げ、輸出倍増や6次産業化とともに、農地の集積・集約化を積極的に推進しようとしております。具体的には、県農地中間管理機構、いわば、農地集積バンクといわれますが、これを整備、活用しまして、地域内の分散した農地利用を管理し、担い手ごとに集約する必要がある場合や、受け手が見つからない農地がある場合に、借受けられるようにするもので、農家の大規模化によって生産性の向上を図ろうとするものでございます。

しかしながら、当市のような中山間地では大規模化にも限界があり、加えて、小規模あるいは兼業農家による耕作が、耕作放棄地の増加を抑制し、農地保全に重要な役割を果たしていただいております。

当市としましては、飛騨市農林水産業振興実施計画に掲げますとおり、「魅力ある地域づくり」の基本方針に沿って、地域の担い手となる中心経営体への農地集積を積極的に支援し、効率的な農地の活用を図るとともに、中山間地などの耕作不利地に対しましては、中山間地域等直接支払制度や農地・水保管理支払交付金の活用により中山間集落の農村環境の保全を図り、市独自の第4期とも補償事業および水田環境保全事業を継続することで水田転作を確保しながら秩序ある農地利用を維持し、今年度から新たに、農地荒廃の防止に対する支援措置として、小規模土地基盤整備交付金制度や作業受託支援交付金制度を創設したところであります。

国の農業者戸別補償制度は、経営所得安定対策に名称を変更し、今年度中に見直しを図る方針を打ち出しております。中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払、環境保全型対策を取り込んで、農地を農地として維持することに対する支援策の多面的機能直接支払制度とするための制度検討も前向きにされております。

T P P 交渉参加等、我が国の農業政策は大きな転換期を迎えております。今後とも国の動向を見極めながら、飛騨市としましては、国、県の助成制度を最大限に活用することとし、さらに市の助成も含めつつ、大区画農家から小規模農家まですべてが協同し、農地の保全に努めていただけるよう支援をしていきたいと考えております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○2番（中嶋国則）

再質問させていただきます。農業後継者は、特に専業農家とか農業を継がれる方ですが、やはり畜産経営でも言えることですが、親の背中を見て後を継ごう、親の背中を見て育てているわけでございます。国や市の政策誘導によりまして、農地規模集積、そういった政策誘導によりまして、親が田んぼを他人に預けるとどうなるでしょうか。親が農業をやめれば、間違いなく子供は農業をいたしません。繰り返しますが、兼業農家の親が田を預けると、子供は間違いなく田を耕すことはしなくなります。将来の心配をして、やはり耕作放棄地につながっていくと。それが、国土の保全にマイナスになる、災害を呼び起こす、そういったことにもつながるわけでございます。

そこで、再質問しますけれども、この水田の果たす多面的機能をどのように守っていくべきなのか。小中学校では、どのように教えているのでしょうか。そしてまた、耕作放棄地の解消というようなことで、7、8年前から補助金制度がございましたけれども、この7、8年間の事業の成果の結果を教えてくださいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

ただ今の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の小中学校の関係でございますが、具体的に小中学校に出向いて農林部のほうでは事業を行っていないわけなのですが、毎年4年生のほうに飛騨の農業ですか、という冊子を配らせていただいております。その中には、農業と環境についての項目がございます、田んぼは水を保全する意味でも大切であるとか、災害を守っているんだとかということ。ならびに、農業は環境にやさしいとか、そういったようなことを記入しておりながら、小学校の方に農業の大切さ、また水田というそういうものの大切さを普及広報しているところでございます。

もう1点、耕作放棄地対策の事業ということでございますが、水田環境保全事業交付金というのがございます。ちょっと手元に19年からの資料がないのですが、昨年から3年間くらい前ですね、22、23、24、この3年間では実際行われたのは35ア-

ル2件という、実績にはちょっと少ないわけなんです。

ちなみに本年度、河合と古川地区3件、今、実際検討に入っているという状況で、少しずつ保全に対して理解を深めていただいているというところでございます。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。耕作放棄地対策事業が合わせて5件ほどですか。大変少ないし、面積も少ないということで、大変効果が上がらないなということを実感いたしました。

この水田を守るということの特効薬は、これは農家の方がおっしゃるのですが、やはり米が安くなったということで、「昔のように1俵60キロ当たり2万円近くになれば、みんな喜んで田んぼを作るだけだな」とおっしゃる方が何人もみえますが、2万円は無理にしても、今後少しでも米価が上がる努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時46分 再開 午後1時46分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に6番、後藤和正君。

〔6番 後藤和正 登壇〕

○6番（後藤和正）

発言のお許しを得ましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

今もありましたが、若者の農業離れに農地の存続が叫ばれる中、その周りの山々は、それ以上に踏み入る人がいなくなっております。放置され荒廃が進む深刻な森林、今、危機にさらされている日本の山林事情から、飛騨市の森林と林業についてお尋ねいたします。

今ほど中嶋議員から、水田の果たしている多面的機能がございましたが、森林の機能も皆様ご存知のようにたくさんあります。きれいな空気や水を作り、緑のダム働きがあります。浸透した雨水はゆっくりと流れ、はるか下流で地表に出ます。森林は雨水の35%を貯留させます。歩道や木のない場所では5%しかとどめないことが実測されております。このため、洪水緩和の働きが大きく災害を防ぎます。そして、木材資源は枯渇することなく、人が関わることで持続的に利用できる産物です。また、森林は昔から

の「文明の源」とも言われております。日本は山国で、国土のおよそ 7 割が森林であります。飛騨市においては、総面積 7 9 2 平方キロメートルのうち約 9 3 % に当たる 7 3 7 平方キロメートルが森林であります。先ほど藤井部長の答弁で 9 2 % と述べられましたが、少し減少したのかと思われませんが、どちらにしてもそれだけに山林を守ることが重視されます。

しかし、全国的に大量に人工造林された森林は、人の手が加えられず、荒廃林と化しております。細く弱った木々は、立ち枯れて風雪に絶えられず折れてしまいます。また、間伐や枝打ちなどがされない森林では、林床に光が入らないため、雑木や雑草は生えず、下草も枯れて水を潤す力もなく、そのため山肌は荒れて、雨水が地表を流れる勢いが増します。木の根も浅くなり、大雨の時には根こそぎ流木となって山抜けが起きます。山崩れが起きますと、数十年から百年たっても元には戻らないといわれます。そのほかにも悪影響が出ています。劣悪な生育環境から杉の木が子孫を残そうとし、過剰にスギ花粉を放ったり、森林の手入れに人が入らなくなり、人里近くまで動物が下りて来ています。

このように放置された原因は、林業従事者不足や木材価格の下落などから、育林の意欲が薄れていることが上げられます。自然に日本の木々の材積は増え続けていて、森林資源を減らすことなく国内木材総需要量は国内で自給できるそうです。木材利用住宅の建築低迷で需要も減少している中で、国内木材消費量の約 8 割を安価な外国産木材に押され、自給率は約 2 割となっております。経済至上主義で金銭評価が難しいことが一つの要因であります。様々なことが悪循環して、ますます森は放置されます。

森林荒廃や林業の衰退、国産木材の地場産業の解体はとどまるところを知りません。森林が荒れていく現状をどうすればいいのか答えは簡単に出ないようですが、今や木材生産を主体にしてきた山づくりから、水を育み大気を浄化させるなど、公益的機能を発揮させる方向に国や地方自治体も考え方を切り替えていると伺いました。民有林に対しても公的管理が進められております。

民有林におきましては、先日の産業常任委員会所管事業調査で伺いましたが、市内に山の地主がわからない山林があるということでした。国土の半分以上は、国土調査が進んでおらず、所有区分など、はっきりしていないようです。実際、登記簿の地籍より土地の方がかなり広いとのこと。また、登記簿の人名がとうの昔に亡くなった人のままであったり、子供たちが分散して相続していたり、借金のカタとか、都会に出てわからなくなった人などもあります。所有者の同意がなければ木を一本たりとも切ることはできませんし、たとえ荒廃林でも、所有者の許可なく立ち入ることもできないはずです。幽霊山林を解消し、健全な山林や国土保全のために、手遅れにならないような森林整備が必要とされます。

そこで、飛騨市の森林に対する取り組みとしましては、昨年農林部で飛騨市農林水産業振興実施計画を策定され、3つの基本方針を打ち出されました。しかし、この基本方針のほんの一部が林業に関しての施策です。国の森林林業再生プランに準じた施策とし

て「森林整備による健全な国土の保全」を示されております。その中身は、現行の内容や広葉樹の適期・適伐の実施に20年もかかり、その活用手段にシイタケの原木、家畜用の敷物、薪ストーブ用燃料と記されておりますが、もっと活気的な計画を模索することはできないのか、既に困難な状況に陥っていて手立てがないのかと思われれます。農林部に新設された林務課も2年で廃止とされました。先にやられてしまいましたが、「力を入れるのは、今でしょう」と私も言いたいのですが、前段で数々の問題を述べましたが、93%が森林である山国飛騨市において最も重要な分野だと思い、そこで大きく4点から質問させていただきます。

はじめに、森林整備についてお尋ねいたします。飛騨市の森林整備計画に基づいて、森林経営計画が作成されつつあると思えますが、5年または10年間の計画の進捗状況と市の基本的な考え方、そして、その中において、飛騨市山林の7、8割が広葉樹で重要な部分と考えられますが、それをいかに地域計画に反映していくのかお伺いします。

また、林野庁では森林、林業の再生に向け、持続的森林経営を各地で進めていく人材として、専門知識、技術等に資質を有したフォレスターを配置し、市町村森林整備計画や森林経営計画の策定等の市町村が行う行政業務を支援するとしておりますが、飛騨市では、この支援をどのように活用されているのかお伺いします。そして、森林整備計画に基づく集約化計画を進める上では、森林所有者を含めた集約化促進の協議会などは組織すべきだと思われれますが、設置されているのか現状をお伺いいたします。

次に2点目としまして、山林境界についてお尋ねいたします。飛騨市の地籍調査は、このペースでは平成100年までかかるとのことですが、所有者の高齢化やさらに代が変わると困難が極まりない状況になります。そこで、境界を設置する事業には、地籍調査のほかに山林境界明確化事業、山村境界基本調査がありますので、それらを今後、有効活用して積極的に進められないかお伺いします。

また、飛騨市の山も植林から30年から50年がたち、荒廃林が多く目に見えてきました。そういった林業の経営意欲が低下する中で、土地売却の意向を持つてみえる森林所有者もみえるかと思われれますが、不在地主や小規模の地主に土地の売却を勧め、不在地主の解消と山主・林業関係者の規模拡大を図ることが、健全な森林の整備、利用にも役立つ手段として必要だと思われれますが、市の見解をお聞きします。

次に3点目としまして、林業従事者についてお尋ねいたします。林業従事者不足によって、技能や職能の伝承に影響が生じると思います。近年、林業は継承の危機に立たされております。公益的機能を重視し、雇用条件改善など、さらに林業事業者や経営者等への公的機関の出資も必要になると思いますが、お考えをお聞かせください。

さらに、林業作業現場は、仕事がきついところに危険も重なり、若者の就業は難しいと思われれます。農業部門では、新規就農者応援事業や後継者就農給付金等の支援がありますが、林業においてはそのようなものは何もありません。新たな制度が必要だと思われれますが、いかがでしょうか。ご見解をお伺いします。

最後に、4点目の機械化に関してお尋ねいたします。1990年代に海外から高性能林業機械が入ってきて、手作業での死亡事故は減少しました。高性能林業機械は、1台数千万と高額で購入できない企業もごぞいます。そこで、飛騨市での林業における機械化は、どのくらい進展しているのかお聞きします。そして、そのような林業機械を使用するに当たっては、飛騨市の森林は地形が急峻で険しい急傾斜地が多く、路網の拡充が必要であります。そのことだけでなく、日本の林道密度は低いといわれております。そこで、飛騨市の林道、作業道の拡大について進める計画はどのようになっているか、お伺いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、後藤議員ご質問の森林と林業についてお答えさせていただきます。1点目の森林整備についてお答えいたします。

国では、森林林業再生プランを平成21年12月に公表し、平成22年に森林林業の再生に向けた改革の姿として公表、平成23年から補助金制度で具体化してきております。

その中で、森林整備に対する補助金は、従来の旧町村単位での施業計画から、尾根と尾根に囲まれた100ha前後の森林をまとめて事業を実施する林班制にし、木材は1ha当たり10m<sup>3</sup>以上を搬出しなければならないことが義務付けられました。

飛騨市では、平成25年4月末現在で森林経営計画を樹立した箇所は20団地で、集約化した森林面積は2,189haです。

しかしながら、実際に間伐等作業を行う天然林を除いた人工林の面積となると724haと、集約した面積のうち33%となっております。また、今後5カ年での計画は44団地で、集約化する区域面積は9,693haを予定していますが、実際の作業を予定している面積は2,500haです。

こうした中、市としましては「災害に強い森林作り」を推進する上で、市の単独事業として民有林整備事業補助金により、所有者の間伐に対する負担分をゼロとするよう助成しております。

岐阜県では度重なる災害のため、未整備の人工林の間伐を優先し、天然林における助成制度は控えておりましたが、本年は試行的に実施し検証を行う予定となっておりますので、その動向を注視しながら取り組んでいきたいと考えております。

森林指導者、技術者につきましては、森林、林業に関する専門知識や実務経験を有する国や都道府県の職員を、現在準フォレスターとして活用しており、飛騨市でも、飛騨森林管理署および飛騨農林事務所の準フォレスター計2名の方に、森林整備計画の策定、森林経営計画の認定など、林業における指導をいただいているところであります。

集約化とは、森林所有者や森林整備を請け負う者が、面的なまとまりをもって、効率的な路網の整備の検討や、効率的な間伐等の森林整備を検討することにより、林業の生産性の向上や木材の安定供給が目的であります。

その中で飛騨市では、昨年11月28日に神岡町流葉地区の私有林510haを、土地所有者、独立行政法人森林総合研究所、社団法人岐阜県森林公社、市の4者で飛騨市流葉地区森林整備推進協議会を立ち上げ、今後5年間で整備する旨の森林整備協定を締結したところであります。

今後、同箇所をモデル地区としまして事業の展開を図りながら、次の協議会を設置するように努めてまいります。同じような林齢の人工林が面的にまとまっていなければならないことなど条件があることから、天然林の多い飛騨市では候補地を捜すのに困難な状況となっております。

2点目の山林境界についてですが、山林境界設置事業につきましては議員ご指摘のとおり、林野庁が行っている森林境界明確化加速化事業、国土交通省が行っている山村境界基本調査があります。

山村境界明確化加速化事業につきましては、間伐の作業を目的に行うものであり、人工林しか対象にならないことや、市町村が所有する森林は対象外など制約があります。

飛騨市森林組合では、平成24年度にこの事業で古川町信包地区で約200haを880万円で実施いたしました。この地区は、人工林率が約50%を占めることから、境界を明確にした後の間伐等作業が可能と判断され取り組まれました。しかし、「広葉樹部分の境界明確化費用が補助対象外で、持ち出しとなり少し赤字になった」と聞いております。

このような制約があることから、次の実施可能な候補地が見つからず、本年度の計画は見送ったところでございます。

山村境界基本調査、これは国が事業主体であり、「一般競争入札による実施であること」、「所有者ではなく、現地精通者の証言により現地調査が行われること」、「主要な点について限定されること」が内容であることから、最終的には再度地籍調査事業に頼らざるを得ず、導入が困難と判断しておるところでございます。

飛騨市としましては、地籍に関しては、まず組合を設立していただくよう地元説明をしていきたいと考えております。ところが、現状といたしまして、山林所有に対する意欲が薄れ、組合設立に理解していただけない地区もございます。地道に理解を求め、1つの手法として、杭相当金額を市が負担して地元区に杭を先行して打ってもらう方法と、山村境界明確化加速化事業を取り入れつつ、広葉樹部分について市が負担し簡易測量をする方法などを検討しているところでございます。

また、森林の集約化は、団地内の樹種や樹齢を統一することで、低コストでの森林経営を行うことを目的に行うもので、所有権移転とは別のことと捉えており、不在地主や小規模地主の申し出があれば、土地のあっせんはいたします。あっせんはしても、所有

権を集約することはまでは考慮に入れておりません。

3点目の林業従事者への支援につきましては、飛騨市では飛騨市森林組合に平成23年度末段階で、3,959万9,000円の出資と、平成17年度から3年間合併支援交付金計3億円支出をしておりますが、民間企業への助成としましては、路網整備などの側面的支援を検討しており、直接支援は現在のところ検討はしておりません。

林業就業者への給付金制度についてですが、新規に就業する場合、緑の青年就業準備給付金制度が林野庁にございまして、林業学生の場合、年間150万円を2年間給付する事業がございます。

また、森林経営計画作成を行う施業プランナー育成対策事業、林業生産を低コストで行える森林技術者や、森林作業道開設オペレーターの育成など、事業主体である県の事業が充実していると思われ、市も普及宣伝に努めているところでございます。

4点目の機械化についてでございますが、高性能林業機械は、もともとヨーロッパで発達しているものが輸入されてきているのが現状で、省力化や労働安全性の向上、労働力確保の点から今後林業の中心となるものと判断しております。

飛騨市森林組合の所有でございますが、立木を伐倒、玉切り、集積を行うハーベスタを3台、伐倒した木材を枝払い、玉切りするプロセッサを1台、木材をつかむグラップルを1台、林内を小回り、小運搬するフォワーダを3台所有しております。

飛騨市における課題は、路網が発達していないこと、斜面が急峻で可動範囲が限られていること、12～3月の冬期間は稼働できないことなどから、減価償却等を考慮すると、現状では機械化が進展すること少し考えにくい状態でございます。

路網の現状につきましては、林内路網密度で比較すると、現在日本が参考としているドイツでは、ha当たり118m、オーストリアでは89m、日本では平成21年度末現在でございますが17mとなっております。

飛騨市では、平成24年度末現在で骨格となる林道が115路線、293,136mとなっており、これを路網密度にすると5.2mとなっており、作業基盤がぜい弱であることを示しております。

現在の林道開設は、平成24年度開設実績で神岡町灘見谷線がm当たり29万5,000円、宮川町森安～万波線が23万4,000円と非常にコストがかかる上、延長が進捗しないのが状況でございます。そのため、国では、一般車両の通行を想定する林道と、普通自動車等林業用車両を想定する林業専用道、林業機械の走行を想定する森林作業道に区分されました。

飛騨市が現在河合町で行っています森林整備では、整備前の路網密度は32mであるものを、平成30年には95mとする計画であります。

市としましても、森林を整備する上で、気候や地形、地理的条件などを考慮して、防災面も考え手を加える森林と手を加えない森林を区分し、森林経営計画では高性能林業機械を利用しやすい環境を整える上でも、丈夫で簡易な路網の整備を推進すべく、上限

が1m当たり2万5,000円の林業専用道および、森林作業道を中心に進めてまいりたいと思っております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○6番（後藤和正）

ただ今、答弁のあった中から、1番の森林整備についてお伺いします。

平成25年度で20団地、集約化2,189ha、これは4分の1くらいかなと思うのですが、今このペースでどうかということをお尋ねします。

また、2名のフォレスターに来ていただいて森林経営計画ですか、策定、認定されているということですが、その指導の内容で特にその中身というものはどういうものか。役立ったところをお聞かせください。

そして、流葉地区の協議会ができていて、これ林野庁の単位は市単位、市町村単位だと思うのですが、それにこれは別に市でやらなくても地区、地区でも例外がありまして、そういったまとまりやすい地区でやるということなのですが。ほかの地区でも困難とか今言われましたが、他の協議会を発足させる予定などはあるのかということ。

施業プランナーの話が出ましたが、部長から。森林施業プランナーは、森林施業の方針を明確に示しつつ、利用間伐等の施業に必要な経費等を的確に把握した上で、具体的な施業プランとして森林所有者に説明し合意形成できる技術者とありますが、これは飛騨市にもみえると思うのですが、これ森林組合だけなののでしょうか。それとも市でもそういった、市で向かうならフォレスターなのか。この辺のしがらみといいますか、仕組みを教えていただきたいと思えます。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

4点ほどあったと思えます。お答えさせていただきます。

まず、集約化のことですが、現在20団地ですが、あと予定しているのが44団地ございまして、大体今3割ほどのペースでございます。いろんな事業をやりながら、このペースでいきますと、もう少しかかるという状況でございます。

そして、フォレスターが市に関わる森林計画に関わって、どんな内容かということですが、市で森林の経営計画を作るわけですが、最近、また森林法が変わって強化されたということもございまして、その専門的知識がまだございません。それに関わりまして、フォレスターの方から指導を受けながら各地区の森林経営計画を策定しているということですが、準フォレスターの方が市全体の山を見ながら作成していただけるということで、そういった支援もさせていただいているところでございます。

そして、流葉といったような、今作って、これを模範にしているわけなんですけど、今のところ予定はないのですが、流葉地区の土地所有者の方が少なかったということで、

土地所有者がたくさんみえる所はちょっとまた困難なところがありますので、できるだけ範囲を見ながら予定を組んで、フォレスターの意見も聞きながら予定をしていきたいと思っております。

そして最後は、プランナーの件ですか。プランナーの件は、森林組合で5名と聞いておりますし、もう一つ森林整備組合、林建協働の飛騨森林整備組合の所に1名いるということ聞いております。職員はどちらかというと、候補となるのは先ほど言ったフォレスターのほうで、プランナーのほうは事業森林組合とか、森林事業所といった、そういう林業事業所のほうが持つということが今の制度上なっているところでございます。以上です。

○6番（後藤和正）

分かりました。その今言われた、かなり飛騨市地区93%と広い中ですが、先ほど言いました林務課がなくなって今、この森林に対して、林業に対して何人体制で行われておりますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

課長が、農林課長でございますが、あと林務係ということで2名。そしてあと、各振興事務所にもお手伝いをいただいているところでございます。

○6番（後藤和正）

結果的に3名でやってみえるということですが、机上の空論ではなく、これは現場へ足を運ばなくてはならないと思いますし、不在地主のコンタクトなんかでも積極的に市もかかわったほうがいいと思うのですが、もっと重大問題であると捉えて、何か前向きなチーム編成をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

不在地主の適任につきましては、また地籍係も2名ほどおりますので、そちらと連携を取りながら進めたいと思います。以上です。

○6番（後藤和正）

先々連携を取りながらでも、もっと前へ進む方法を模索して人数もしっかり、「今でしょう」というぐらいですから、あとで戻せないようなことにならないように頑張りたいと思います。

そして、2点目の山林境界では、先ほどは有効な制度ではないように山村境界基本調査、国の金額なんですけど、これは市が地籍調査する場合に効率的に実施することが後から可能になって、有効で活用できるものだと思っていたのですが、地元区に先に杭を打ってもらう方法も、これもしかりかと今思いました。これは市が事業費を出して、市の

事業として行われるものなのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

先ほど答弁に言いました、国の制度事業につきましてはいろいろデメリットな部分もございますので、今言ったように杭相当額を地元区に出しまして、地元を中心に事前に杭を打ってもらうようなことをしておれば、また後日、高齢化の対策にもなりますし、事前に準備していければいいのではないかというのは、これは市の事業として考えているところでございます。

○6番（後藤和正）

分かりました。次の質問で、集約は考えるが所有権までは考えてないという、土地の売却の話のところですが、宮崎県の諸塚村という所で土地所有権について村外者が多くなることを危惧しまして、土地村外移動防止対策要綱というものを早くから、昭和の時代から村独自に制定しております。委員会を組織して地元協力員を委嘱させて、売却する場合はまず近所の人。次に、村内の人。最後は、森林組合や村の順番で買い取りを仲介します。過去の記録では、村民が買い取った山林は84件、842haで、在村者所有の山の6.4%で、決して小さい数字ではありません。造林についても、森林組合等の分収造林契約のあっせんもこの委員会ですしていたようです。そういった、この諸塚村のやり方というのは、それでも村にも市と一緒に財源に限度があります。2004年に取得した世界的な機関のFSCというのが、森林管理協議会の森林認証がありますが、森林組合等の所有林も含めて全林家の持つ85%の面積がここに加盟しております。日本初の村ぐるみでのグループ認証だそうで、この認証制度の導入で施業基準など森林管理の方法も明文化され、ガイドラインも確立されております。そのグループ加入で、森林組合が施業受託するなどして、本当に経営戦略のマネージメントとかを行って、所有権をある程度制限し、地域と一体化した森林管理が可能になるということですが、こういった取り組みは飛騨市ではいかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

ただ今お示しいただきました事例につきましては、まだ調べておりません。また研究をさせていただきながら、良いほうは導入、また飛騨市に合ったように研究していきたいと思っておりますのでお願いします。

○6番（後藤和正）

通告外で失礼しました。

提案したいことでもう1点あるのですが、ボランティアですね、今の。この9日の中日新聞に揖斐川町の「森林の楽校」と、「森林」と書いて「もり」と呼んで、学校の「学」

は「楽」という字ですね。1泊2日の森づくり体験プログラム「風の谷 森林（もり）の楽校（がっこう）2013夏」の記事が載っておりました。県内外からの男女20人、初心者が枝打ちや間伐に挑戦したとありまして、最近一般の人たちの森林に対する関心が非常に高まっていて、総理府の世論調査を調べますと、森づくりに参加したいという人が年々増加して、林業ボランティアは全国でざっと300くらいのグループで3万人ほどの参加があると聞きました。都会の会社員や定年後の年配の人、若い女性、学生などが夏休みや日曜日に木を植えたり、下刈り、間伐、枝打ちといったような作業をします。体験と楽しさが共通しており、緑の山づくりに汗を流すさわやかさや、充足感などが魅力いっぱいようです。行政が少し金銭的な補助をして、労働不足の穴埋めがこういった形で少しでもできないものかと思われまます。

実際にやっている所があるのですが、森林整備ができるとともに交流人口の増加や出会いにもつながりますし、こういった企画をしてみたいかかなものでしょうか。スタッフ不足ですかね。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

森林整備につきましていろいろご提言をいただきまして、有り難く思っております。今ほど言われたことにつきましては、一過性のイベントであれば楽しみにして来て、いろんなことをやるということについてはそれでいいかもしれませんけれども、飛騨市の山林90数パーセントあるこの森林整備を、これからどんどんと進めていく中で、そういった一過性のイベントで広がっていけばいいのですが、やはり持ち主が森林整備に意欲的にならないと、なかなか進まないというのが現状だというふうに思っています。良いことは、先ほど部長が言いましたように取り入れていきたいと思っておりますが、何にいたしましてもこの不在地主、こういったものの解決をまずやるのが先決かなと思っておりますし、とにかく木材の価格が上がれば、もう少し山に魅力を感じるようになろうかと思っておりますので、全般的にそういった方向に進めばなというふうに思っております。今ほど後藤議員からいただきましたいろんな提言につきましては、良いものはしっかり取り入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○6番（後藤和正）

ありがとうございました。私も一過性のイベントとは考えておりませんでした、一過性で終わるようなことでは具合が悪いと思いました。

最後に、この山林から鳥獣被害対策についての質問であったのですが、昨年9月議会に田中議員から質問がありました。県内の被害が多い地域を見て回ると、山裾まで植林してあるが、荒廃が進んでいる所が被害に遭うほとんどであったという内容でした。荒廃で餌がないこともあります、頻りに人が山に立ち入らなくなったということも原因

の一つです。そこで、9月議会を見てみますと、里山整備を進めてはとの質問に対し、ぎふの恵みの里山林整備事業を活用して、今年度市内2カ所の予算要望をすると答弁をされておりましたが、予定どおり進んでいるのか。また、このぎふの恵みの里山林整備事業は、清流ぎふ森林環境税による岐阜県の21事業の1事業で、飛騨市は1事業であります。これは、原則10分の10で100%補助とありますが、飛騨市はほかの事業にもっとこれを活用すべきでは。100%も出るのですし、もっとこれは活用できると思います。その点いかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

今ほど質問がありました里山林整備事業につきましては、岐阜の森林環境税等を使用しました基金を利用しました事業でございます。当初、予算の説明の中では委託料を出して、外国のフォレスターを呼んで現地指導をしながら、研修をしながら行うというものでございまして、もう既に相手も決まりまして、そろそろその事業に夏入るという予定でございますし、今補正でも出ておりますが若干増えた内示がございまして、太江の外来の不用林といいますか、その駆除につきましてもそれを使わせていただくところでございます。

また、この事業につきましては、私ら農林部だけの事業ではなくて、当初予算で説明したと思うのですが、江馬館といいますか、江馬の城の裏山の辺の間伐ならびに環境課の外来植物の駆除、そして観光とかあちらのほうの池ヶ原湿原の整備でしたか、そのようなものにもこの環境税の関係で市に使われているということでもあります。以上です。

○6番（後藤和正）

今の答弁では予定どおりいっているということと、これでこの事業を使うのは目いっぱい、これでいいんだというような答弁と受け取ってよろしいのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

本年度の予算に計上しました事業としては、一応予定どおり進んでおりますけれども、今年度だけで終わりではないということもございまして、引き続きいろんな事業を合わせながら進めたいと思います。

○6番（後藤和正）

ありがとうございました。藤井部長におかれましては、異動されたばかりの答弁で大変であったでしょうがありがとうございました。次に移ります。

保育行政について質問いたします。平成24年4月から増島保育園が、社会福祉法人吉城福祉会による指定管理での民営化運営を開始され、今年4月には鮎ノ瀬と鷹狩保育園が統合し、さくら保育園として社会福祉法人飛騨古川が同じく指定管理運営を始めら

れました。神岡町では双葉保育園が、社会福祉法人双葉福祉会にて早くから民営化されております。

高山市では、保育園民営移譲が進み、約3分の2が私立保育園と伺っております。高山市は、土地を無償貸与し、建物を無償譲渡する財産移行の完全な民営化であります。

また、6月11日の中日新聞に、下呂市議会での一般質問の、この議会ですね。一般質問の答弁において、「野村市長が市内の全保育園の運営を、将来的に民間に任せる方向性を示した」と書かれておりました。近隣の高山市、下呂市は、民営化への方向にあります。

飛騨市は、民営化を進めるに当たっての理由として、核家族化の増加や就労形態の変化など多様化するニーズに応えるための保育の特色化として、「公立保育園では利用者に不公平感が生まれにくい画一的な保育しかできないが、民営化によって園長や職員の独自性を生かした保育内容にできること」と、「効果的なサービスの提供としまして、民間実施により財源を有効利用し、更なる子育て支援を行うことができる」点を示されておりました。

民営化による保育サービスには、早期保育、遅くまでの延長保育、未満児保育の低年齢化、地域の方の指導を受けるスペシャルメニューや特色ある保育、さくら保育園の夏休みまで利用できる自園給食、増島保育園の体調不良児室などがあり、公立との格差が生じることは間違いありません。一方、以前の保育園整備計画書から公立保育園の存在意義を見ますと、「先駆的保育の実践場」、「町の標準的な保育の実践」、「子育て支援等非採算部門の受け皿」とありましたが、民営化された保育園を見ますと公立の存在意義は、既に打ち消されていると思われれます。古川の園児の入園に対しては、古川町の保育園は地域割りをしてある中で、全園を対象に選択の余地があり、どの保育園へも入園が可能ということでもあります。中には、学習能力や保育の特色等を求めての他地域を選択される場合もあると思いますが、通園距離、地域性などにおいて一般的には、不条理であると思えます。

地域の中に存在する保育園に通園させることが一番に心配もなく、おじいちゃんおばあちゃんの送り迎えが可能なことや、近所での友達付き合い、地域の方とのふれあう行事、小学校への班通学等を考えたとき、合理的に感じられます。保護者としても地域の付き合いもある中、他園に通わせるにはプレッシャーが存在すると思えます。

幼児期は、「三つ子の魂百まで」のことわざのように、小さいときに身に付けることは大切であり、外国語の発音でも外国人のように話すには、小さいときに覚えなければ、あのような発音ができないそうです。幼児期はすごく幅広く成長できる時であり、将来を託す人を育てる大事な時期であります。保育の内容により、人の将来に及ぼす影響力が大であるということになります。

そこで、保育園の運営に関して何点か質問をいたします。はじめに、民間移管は、保育サービスの拡充の打開が大きな目的でありましたが、増島保育園が昨年、さくら保育

園がこの4月に民間により運営が開始されました。その民営化保育の現状はいかがかお伺いします。

二つ目は、古川町、神岡町には、公立と民営の保育園が配置されておりますが、両者が保護者のニーズや児童数に応じた地域に適合したバランスで、しっかりとっているか状況をお尋ねいたします。

三番目に、宮城保育園は古川町で唯一の公立保育園であります。年少児童数は地域内児童数が減少したという理由から、増島、さくら保育園と比べ極端に児童数が少ないと伺いました。行政が地域内と言われるように、一般の傾向には区域の子どもは当然に宮城保育園へととなっております。民営の保育サービスを求めて、地域外の保育園への入園も可能であります。通園させる場合の様々な負担は大きいと捉えられます。地域住民や保護者とすれば、公立と民営の違いで不公平感を抱くと思えますが、市のお考えをお聞きします。

また、合併から10年を迎える今日、時代も状況も変化しております。各町公立1園の考え方を見直して、民営化をさらに進める新たな保育園整備計画を作成したほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、後藤議員ご質問の保育行政について。1、保育園の運営についてを述べさせていただきます。

1点目の民営化保育の現状についてお答えいたします。保育園への指定管理者制度の導入は飛騨市では初めての試みであり、増島保育園ではようやく1年が経過し、さくら保育園ではこの4月から始まったばかりであります。また、両指定管理者ともに保育園業務の経験がない中、まずは市のこれまでの保育を継承していただくよう基本協定を締結しております。土台形成をしっかりと行っていただいた上で、緩やかに独特色を発揮されていかれるものと期待をしております。

両園ともに、事前1年間の引き継ぎ期間を含めて、保護者の皆様からの苦情は一切聞こえてこない状況であり、順調に運営されております。評価につきましては、次期を見据え1期、3年間でございますが、1期の指定管理期間の最終年に行いたい所存でございます。

先に、3点目の不公平感についてお答えいたします。市としましては現段階では、不公平感が生じているとは思っておりません。ただし、今後、保護者ニーズに伴い民営の保育サービスが拡充していくのであれば、その保護者ニーズに応えるべく公立保育園もその格差を埋めるよう努力し、それでも格差が埋められないのであれば公立保育園のあり方について再検討することになるかと思えます。

2点目、4点目につきましては一括してお答えいたします。地域に適合したバランスで、しっかりと行えているのかというご質問でございますが、1点目でお答えさせていただきましたように、これまでに保護者の皆様からの苦情もなく、指定管理者制度導入後、間もないということから、もう少し様子を見させていただきたいと存じます。

また、市がこれまでに進めてまいりました保育園への指定管理者制度の導入や保育園整備に関しましては、合併前の古川町、神岡町の保育園整備計画、そして平成19年度および21年度飛騨市保育園整備計画審議会の答申に基づいているものでございます。平成26年度河合保育園の整備をもちまして、一連の整備計画は終了となります。その時点において、今回の指定管理者制度導入の事業評価も実施し、ニーズの的確な把握に努めながら、また3点目の答弁も含めまして、新たな保育園整備計画の策定を検討していきたいと存じますのでよろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○6番（後藤和正）

ただ今の答弁では、公立と民営で宮城保育園のことは不公平ではないと市は考えていると言いますと、先ほど私が述べた民営化を進めるときに言われたことは、核家族化の増加や就労形態の変化などで、そういった多様化するニーズに応えるための保育の特色化で、公立保育園では利用者に不公平感が生まれえないような画一的な保育しかできないと。だから民営化するんだと。園長や職員の独自性を生かした保育内容ができるし、効果的なサービスの提供等しまして民間実施により財源を有効利用し、更なる子育て支援をやると言ってみえて、不公平ではないと。それはちょっと矛盾すると思っています。その辺、今度民営化の市は方向かなと思いましたが、今のまま公立も努力するということで。この矛盾点からお聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

保育園につきましては、保育園審議会等を経ましてこうした形を作るということで計画されまして、平成26年度の河合保育園をもって終了するわけでございます。

それで、現在ご質問がござい宮城保育園と、古川町内にございます増島保育園、それから新さくら保育園とのこととございますが、例えば宮城保育園に現在入ってみえる方でも、増島保育園のように例えば土曜日の通園とか時間外を望まれる方については、他の保育園に回れるシステムができております。それから、バス等回っていますので、どの保育園を選ぶかということは保護者が選ばれることとございまして、うちは近くに宮城保育園しかないから差が不公平だというようなことは、現在思っていないところでございます。

それから、将来的なこともそうとございますが、実際公立保育園のほうが安心して預けられるという保護者の方もみえます。また、民間のように新しい試みをされる保育園

について魅力を感じられる保護者もみえるわけでございます。

部長が答弁をいたしましたのは、そうしたことの中で本当に保護者が、もう公立保育園は必要がないんだというようなことになれば、当然、公立保育園は撤退をして、民営なり指定管理者制度の中で移行というの、今後の形の中では可能性としてはあるかと思いますが、それはいずれにしても保護者の方がどのようにお考えになられるのか。また、それを受けて専門家も入られた審議会等で、どういう方向性で進んでいくのかということを検討されて、今後決めていかれることだというふうに思っております。

○6番（後藤和正）

今、副市長の答弁で大体言われたことは分かりましたが、保育園を選ぶのは保護者の思いで選ぶかもしれませんが、やはりそれは地元に対して増島かあっち行くというのは、やはり不条理だと思いますよ。保護者が選んで、だからプレッシャーに当たると僕は質問しているのですが。そういった面で、地元の保育園に通わせたいのは当然だと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

議員のおっしゃることはよく分かりますが、先ほど答弁で述べましたように、保護者の皆様方からの声をきちんとお聞きしていくべきだと思います。ただ、今の段階では宮城、例えばさくら、増島に行かれてみえる保護者の方からご不満の声とか、こうしてほしかったとかという声は入っておりません。ですので、そこをしっかりと。それを良しとしているわけではございませんが、きちんと聞くことを聞きながらその上で、先ほど述べさせていただいたような形で、その状況を見極めながら今後の保育園運営に向かっていきたいということで、現状での答弁としましては、不公平感はないというふうなことを述べさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○6番（後藤和正）

ありがとうございました。先行き見ていろいろ変化していく状況だと思いますので、本当に前もった計画も保護者から聞いていただいて、しっかりした保育をやっていたきたいと思います。もう少し時間がありますので、もう1点お願いします。

幼児期から小学校の低学年というのは、先ほども言いましたが、その人の将来を左右するといっても過言ではないというように思いますが、私は大事な時期であると思っております。その辺のお考えをお聞きしたいのと、飛騨市の子供の将来のために、幼稚園はないですが、今、保育園間とか各園からそのような課題とか計画、将来に向けての保育の内容で、これは今後取り入れられたほうがいいな、というようなものがありましたらお示しく下さい。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問の答えになるか分かりませんが、今、議員もご承知のように子ども・子育て関連3法が公布されまして、この法律は最速で平成27年4月から施行になります。それを踏まえて市としましては、地域での子ども・子育てに関するニーズをとにかく把握した上で、ニーズ調査をしっかりと行った上で市町村の、飛騨市の子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられております。それで、その調査を行って会議を開いて立てていく中に、今ほど議員がおっしゃいましたような皆様方のニーズ、そしてどのような子育てを展開していくかというところは、そこできちんと論じられながら、かつその中で適切な施策を考えていくという方向になろうかと思っておりますので、そこに議員のご指摘されたようなことも踏まえて向かっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○6番（後藤和正）

ありがとうございます。ニーズに応えるような保育をお願いします。民間で運営されてみえる法人の皆様や、全ての保育園の方々には、そういう保育サービスの向上に向けていろいろと惜しみない努力をされておることと思います。最後に、そういった努力に感謝を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔6番 後藤和正 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。再開を14時55分といたします。

（ 休憩 午後2時46分 再開 午後2時55分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に17番、籠山恵美子君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、早速3点、市長と議論をしたいと思っております。

まず、一つ目に、これはまさしく政治問題です。同じ市長として橋下大阪市長の従軍慰安婦発言をどう捉えているか。このことをぜひ伺いたいと思っております。

橋下大阪市長、この方は、もうみなさんご存知のように、維新の会共同代表という肩書を一方では持っています。この橋下氏が「慰安婦は必要だ」、「米軍兵の癒しのために、風俗業を活用すべきだ」などと公言いたしまして、その発言が大問題となっております。

テレビや大手一般紙は、最近では前ほどこの問題を報道いたしませんけれども、片や大阪市では今でも毎日抗議行動が続いております。最近でも大阪府内や兵庫県からの女性300人が大阪市役所前で、橋下氏の女性蔑視の発言撤回と辞任を要求したとの記事がありまして、これは一つ、短く女性の声として市長に照会したいと思います。

6月2日付の新聞ですけれども、この女性たちは、橋下市長の発言は言葉の暴力と憤りながら参加したということです。自分が慰安婦だったらと想像するだけで辛く苦しい、橋下市長は妻や子供がその立場になったらと想像して、慰安婦にさせられた女性たちの心に寄り添うべきだと力を込めました、と報道されています。また、参加者は、橋下市長の責任追及とともに、歴史をゆがめている日本政府にも抗議をしているということで、リレートークでは、慰安婦問題は旧日本軍による組織的犯罪だという事実を国の責任として認めるべきだと。この怒りの訴え、国政に対しても続いているという報道でありました。本当にそのとおりでと思います。

井上市長は、同じ地方自治体の市長、首長としまして、こういう橋下氏の発言と認識をどう見ているのか、ぜひ伺いたいと思います。これは他人が言ったこと、国政レベルの話、そんなことを言って済ませられる次元の問題ではありません。私たち飛騨市民も、日々こういうもろもろの報道によって、どちらかといえば飛騨市政のことよりも国政レベルの情報により多くさらされ、また、そういうものを吸収して生活をしています。ですから、例えば消費税増税でわが暮らしはどうなるのか、アベノミクスで商売は一体どうなっていくのか。あるいは、憲法問題とわが飛騨市政どうなるのか。こういうことをリンクさせながら、いろいろ考えながら毎日を送っているわけです。

市当局も常々、今は国と県と市町村は対等の立場であると力説しています。この小さな飛騨市でも、正々堂々と上へ意見を出していくべき時代ということであれば、わが町の市長はどのような歴史認識の持ち主なのか、市民は大変気になるところです。特に、女性は大変関心の強い問題として、井上市長の人権意識に注目しています。それは必ず政治姿勢や、まちづくりにさえ、これは無意識に反映されていくものなのです。これは憲法問題ですから、当然そうです。女性の人権をどのように考えているのか、こういう一連の橋下発言から井上市長は何を学んでいるのか。率直な市町の意見を伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、籠山議員の1点目の質問にお答えさせていただきたいと思います。

籠山議員、他人事とは思わないようにしてください、というお話がございましたけれども、私は、橋下大阪市長の発言にいちいちコメントするつもりはございません。しかしながら、女性の人権について私の政治姿勢という論点から、お答えをさせていただき

たいというふうに思います。

まず、日本国憲法は、第11条において「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定めております。また、世界人権宣言では、第1条において「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とし、第2条では「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを共有することができる」と定めているところでございます。

私は、憲法や世界人権宣言が定めているように、女性の尊厳はいかなる状況下でも守られるべきものであると考えております。ましてや、法律が禁じております風俗行為を肯定するようなことはできません。私の使命は、憲法や世界人権宣言を遵守して行政運営を行うことと思っております。

また、先ほど無意識のうちというお話がございましたが、私、今6年目に入っているわけですが、その女性の権限について、無意識にでもどこかに反映したことがあれば、ご教授いただければ有り難いというふうに思っております。

〔市長 井上久則 着席〕

○17番（籠山恵美子）

私はずっと合併してから思っていることがありまして、古川町時代に男女共同参画基本法に基づいてそういう計画書が作られ、かなり議論し、そういうことを進めてきた時期もあったんですけども、合併してこの間、男女共同参画の「きよ」の字も聞いたことがない。そういう行政を目にしたことがない。それは事実です。差別をしているかどうかということは別ですけども、より女性の人権、女性の才能を認め、男女共同の同じ社会を、同じ飛騨市をつくっていくんだというような文言は、井上市長からいろいろな答弁で聞いたことがありません。それがちょっと心配であります。

今、市長の答弁では、人権宣言を遵守すると。憲法は守られるべきであるということです。ただ、憲法が守られるべきであるというのが気になりますが、守っていきたいという言葉、ぜひ聞きたかったのでありますけれども。そういう答弁であれば、ちょっとホッといたします。

せっかくですから、ちょっと市長にも、また皆さんにも紹介をしたいと思います。ここに1冊の本があるのでありますけれども、これは「司法が認定した日本軍慰安婦」という本です。薄っぺらな本なのでありますけれども、1991年、平成2年ですが、韓国の女性が初めて実名で従軍慰安婦としての自分の被害を訴えてから、もう24年たちました。各国の被害者が日本政府を被告にして提訴した裁判、全部で10件に上ります。実名で訴えるわけですから、みんながみんなやられるというわけではありません。相当な決意と勇気と、またそれをサポートする方々が、歴史を知っている方々がおられての裁判だと思

います。そのうち8件の判決は、原告被害者の被害実態を詳しく事実認定しているんですね。当時の日本軍慰安所の写真がいくつも掲載されています。この中には写真が載っています。また、慰安所の前で長い列を作って、にこやかに笑って順番を待つ兵士たちの当時の現場写真も載っています。

この本は、これまでの8件の裁判の議事録が載っているのです。記録が載っているのです。誰かが歴史をそれなりに自分の思考で調べて書いたなんて本ではないのです。裁判記録です。最高裁の裁判の議事録が載っている本なんですね。私たちは、真実を知ろうと思えばいくらでも文献はあるのです。ましてや今、インターネットの時代ですから、自分が調べようと思うとどんなことでも、賛成意見でも反対意見でもそういう文献を手に入れることができる。そして、真実を探ることができる。また、市民は真実を知る努力を惜しまないものでありまして、この問題についても、飛騨市民、私の周りの女性の中でも大変関心を持っておりますし、この橋下さんという一首長の発言に対しては、かなり怒りに近い感想を持っております。

橋下さんのことについてはコメントしないということでありましたので、改めてお聞きしますが、それでは従軍慰安婦の問題ですね。今、いろいろ議論されています。新聞でもいろんな立場の方がコメントを出しております。そういう立場で一自治体を預かる井上市長としましては、この従軍慰安婦問題、歴史上どう捉えておられるのか、ぜひお聞きしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

女性の尊厳につきましては、先ほど考えを述べさせていただいたとおりでございますが、この問題はいろんな方がいろんなことを言っておみえになりますし、外交問題でございますので、政府に一元化されるものというふうに思っています。私のような地方自治体の長が、自らの考えを述べるべきではないというふうに考えております。

○17番（籠山恵美子）

そういう考えは当たらないと思います。市民に選ばれた市長が市民に聞かれて、なぜその意見をぼやかすのかと。こういうことですね。それは、市民に対して大変失礼なことだと私は思います。

先日、私は市内全域のJA支店の支店長さんと懇談をいたしました。それは、TPPに関しての懇談ですけれども。この支店長さんの方々も話が弾みまして、TPPに反対についての話はもちろん、当時の橋下氏の一連の暴言についても、はっきり皆さん持論を述べておられました。だから、考え方が違っても話が弾むんですね。こういうお互いの思いを知り合うことなしに、私は社会を良くしていくことはできないと思っています。

また、外国の問題だと、一地方自治体の市長が、という答弁でしたけれども、市長、

この飛騨市内にはアジアに祖先がおられる、あるいは、いわゆるルーツですね、精神的な故郷をアジアに感じておられる方々、少なくないと思うのです。帰化された方々の中にも多いと思います。しかも、飛騨市は一方では観光の中でインバウンド戦略の一環で、外国人観光客誘致に力を入れようと、新年度予算も付いています。とりわけ民間活用でアジア方面の観光客誘致が定着しかかっている飛騨市です。そういう地方の自治体の取り組みにも、こういう橋下さんの一連の発言、それがかなり大きな問題になっている方々が発言している。そういう状況が、大きな影を落としかねないのです。従軍慰安婦と歴史問題、それは国の問題、外国の問題ではなくて、飛騨市の問題でもあるのです。

私は、市長は職員ではありません。政治家ですから、このような公の場で聞かれたら、きちんと自分の立ち位置を明確にすべきだと思うのです。私は、女性を大事にすること、それを市長もおっしゃいましたけれども、それと慰安婦問題のこういうものの考え方、歴史の考え方、切り離せないと思うのです。ぜひ、再度お聞きしたいと思います。従軍慰安婦問題をどのように捉えておられるでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

籠山議員の話は、一つのことからいろんな方へ波及しすぎておるというふうに私は思います。先ほど、女性に対する尊厳につきましては、しっかり考え方を述べさせていただいたとおりでございます。これが従軍慰安婦についてどう考えるかどうかということにつきましては、先ほど言いましたように、これは私が答えるべき問題ではありませんので、女性に対する考え方を述べたということでご理解いただきたいと思いますし、また、男女共同参画の話がございました。これは、口に出して言うからどうかではなしに、実際にそういうことが起きたかどうかによるというふうに思っております。私は、男女共同参画につきましては積極的に考えているというふうに思っていますし、変な意味の、昔からよりもかなり良くなってきて、今はほとんど変わらないというふうに私は思っていますので、この考え方は今からもしっかりと続けていきたいというふうに思っております。

○17番（籠山恵美子）

話が広がっていると言いましたけれども、私の質問のテーマは、この従軍慰安婦発言をどう捉えているかということですから、この真に迫った答弁がない以上は話を広げてもらっては、なんていうようなことを言われるのはちょっと心外ですが、次に行きたいと思います。時間ももったいないので。

二つ目に、指定管理施設の問題について伺います。端的に、まず伺います、最初に。一つ目に、指定管理料の支払い方法、これの規定はどうなっているのでしょうか。改めて伺いたしたいと思います。そして二つ目、民間商法での経営に見合う市の対応ができていいのか伺います。民営化したということは、施設経営は民間商法によって賄われるわけ

ですけれども、場合によってはこの民間経営というのは、先行投資、緊急工事など素早い対応が必要となりましょう。特に、観光客や入館者など、接客業は機械が故障したと  
いって何日も放っておくことはできません。それでも昔は、私も経験していますけれども、公営の直営の施設の例えばトイレとか上水道、水道の蛇口ですね。こういういろいろな設備に、よく「故障中」という張り紙がいつまでも張ってある。こういうことがありました。市民の皆さんは不便だと思いつつも「市役所の施設だからこんなもんだな、しょうがないか」と半ば諦めに近い感情を抱いていた。そういうことも覚えています。

しかし、この指定管理者制度の施設、これは設置者は飛騨市でありますので、それに見合った対応、つまり、民間経営に即した素早い対応がちゃんと指定管理者にできているのかどうか。このことを伺いたいと思います。

三つ目に、今年の国体での影響は、今後の指定管理料に跳ね返るのか伺いたいと思います。昨年より売上げが伸びた施設が多いと伺いますけれども、黒字分を単純に次年度の指定管理料と相殺していくのか。あるいは、市は別な配慮をするものなのか。市長の考え方、行政指導を伺いたいと思います。

四つ目に、民営化した保育園に対する市の措置の差異をどう考えるか伺います。私の前の後藤議員の質問ともちょっと似たような、似てないようなですけれども。例えば、さくら保育園は自園式給食です。賄材料から全て保育園独自に調達し、その分を給食費として保護者が負担しているわけですね。一方、増島保育園は民間保育園になったものの、学校給食センターに調理、搬入全てを委託しています。法規上はあり得ないと思うのですけれども、市が間に介在しておりまして、これが実行できています。例えば、完全民営の双葉保育園にはこのようなことはできません。

民営化した増島保育園が、学校の児童生徒のために造られたセンター、そこの学校給食会からプールしている、集めている安価な食材や食器などを園児のために利用できるということは、実質的には市の特別な援助を受けているということにはなりませんか。

市全体の保育園の民営化の公正さを考えた時に、市はこれに矛盾を覚えてはおられないでしょうか。民営化したというのなら、給食も自園調理が当然と考えますが、いかがでしょうか。これは、園児にとっても自園調理での給食というのは本当に身近ににおいを感じ、おなかがすいたという感覚を覚え、大変良いことですから、自園調理は大変良いことだと考えております。そういう意味でも自園調理が当然だと考えますが、いかがでしょうか。

福祉施設なら一部公営のようなこういうやり方、今飛騨市のようなやり方が認められるのか。市民に納得のいく説明をお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部（柏木雅行）

それでは、籠山議員ご質問の2番目の指定管理施設の問題について。まず、1点目の指定管理料の支払い方法についてお答えさせていただきます。

指定管理料につきましては、年度ごとに指定管理者と締結する年度協定書に基づき、予算額の範囲内で支払うこととなっており、通常、年4回に分けて支払いを行っております。内訳は、第1期分を4月から6月分、第2期分を7月から9月分、第3期分を10月から12月分、第4期分を翌年1月から3月分としまして、それぞれの期の最初の月の10日前後までに請求書を提出いただきまして、受付後30日以内に支払うこととしております。

なお、それぞれの期に支払う指定管理料の内訳は指定管理者と協議の上、決定しており、通常は均等割で支払うケースが多いですが、指定管理者の管理、運営方法により増減するケースもございます。また、福祉施設の一部につきましては、第5期分を設け、実績額に応じ精算支払いを行うこととしております。

2点目の民間商法での経営に見合う市の対応ができているのか、とのご質問でございますが、公の施設の管理、運営について、指定管理者制度を適用しておりますのは、民間企業等の経営能力を活用し、より効果的、効率的に管理、運営し、住民サービスの向上を図り、かつ、管理経費等の縮減を目指しているものですが、公の施設であることから、将来的に必要な設備の整備や大規模な修繕などについては、設置者である市の責任において行う必要がございます。指定管理者制度の下では、確かに民間の迅速な対応を期待するものではありませんが、施設の一定以上の改修を伴う工事などについては想定されておられません。また、工事規模によっては予算など議会の議決を要するものもあると思われま。緊急的な小修繕などの対応については、当然、直営であっても発生しますので、想定される修繕費用等につきましては、指定管理料に含んでおり、指定管理者により迅速かつ弾力的に対応されていると認識しております。

3点目の今年の国体での影響は今後の指定管理料に跳ね返るのか、とのご質問でございますが、確かに、平成24年度は国体の影響もあり、一部の施設について利用料金収入の伸びが確認されております。これは国体開催という特殊要因に起因する現象もあろうかと思いますが、基本的に指定管理の会計において翌年度に余剰金を繰越すという考え方は行いません。したがって、議員が言及されておられます、黒字分を翌年度の指定管理料と相殺することや、何らか特別な配慮等を行うものではございません。以上でございます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、4点目のご質問であります民営化した保育園に対する市の措置の差違をどう考えるかについてお答えいたします。

現行の法律では、保育園給食における3才以上児の外部搬入につきましては、公立、私立を問わず搬入可能となっております。また、指定管理者制度における保育園施設の位置付けは、管理運営を委託しているものであり、設置者は飛騨市であります。したがって、飛騨市立増島保育園であり、飛騨市立さくら保育園であり、両保育園ともに公立保育園という位置付けであります。そのため、古川国府給食センターからの給食外部搬入も可能であります。

3才以上児については、なぜ増島保育園は外部搬入で、さくら保育園は自園調理なのかを申し上げますと、指定管理者の応募の際に、外部搬入、自園給食のどちらかの選択肢の中で、増島保育園では外部搬入、さくら保育園では自園調理でというように、応募されました指定管理者が自ら選択されたものでございます。

学校給食会からの食材等の購入につきましては、あくまでも小中学校給食材料に限った購入であり、保育園につきましては利用できません。また、費用の面ですが、外部搬入をしている増島保育園からは賄材料費はもちろん、人件費や施設の維持管理運営費、また食器等破損補充経費につきましても園児数に按分いたしまして負担いただき、不公平とならないよう公正に実施しておりますのでよろしくお願いたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○17番（籠山恵美子）

いくつか伺いたいと思います。まず、二つ目の答弁ですけれども、修繕費は指定管理料に含まれていると今、部長答弁されましたよね。これは、10万円程度の修繕費掛ける年間想定される修繕件数分という意味ではないですか。10万円以上はその都度市と指定管理者とが協議して、どちらが払うかという、そういう合意規定ありますよね。この辺がちょっと理解しがたいので、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それから、次年度の指定管理料に影響しないと。黒字分はですね。ということでしたが、例えば通常ですと、私もある指定管理者の団体の監事を何年かやったこともありますし、指定管理者の方々にいろいろお話を伺う機会もありまして感じることもなんですけれども、黒字にすると、その黒字分を、もう既にそういう実績もあるのですが、翌年度の指定管理料から差引かれたと。言葉は悪いですけども。例えば、30万黒字を出して一生懸命やって30万黒字にしたけれども、30万の黒字が出たら翌年は、その年の指定管理料からマイナス30万引かれた、ということを書いて嘆いておられました。こういうことって、ほかにもあるんですね。

この議会の初日の時には、まんが王国とねっとかわいの決算報告書がありましたけれども、あの中でもちょっと高原議員も、私も述べましたけれども、赤字、黒字のことですけれどね。例えば、翌年度は翌年度だと。翌年に繰り越せないということになる。なる

ために、例えばある指定管理者は、いつも減価償却費はこんなところで予算を組めないけれども、黒字になった分減価償却で支出を出しておこう、というふうにして調整してしまう。それは、良いか悪いかは別です。指定管理者にとっては必至ですからね。やりくりをしてなるべく黒字を出さずに、黒字を出すと指定管理料を減らされては困るので、何とかやろうということもあるのかもしれませんが。その辺りが大変不明なんですよね。翌年繰り越さないということであれば、今年度黒字になった分は、指定管理者はどのように処理していいという行政指導をしておられますか伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただ今のご質問でございますが、修繕料の考え方でございますが、先ほど議員申されたように10万円以下の部分につきましては、指定管理料に含まれております。10万円以上につきましては、市の予算で対応するというようなことが決められておりますが、10万円以下の部分につきましては、これまで何年か施設をお任せしてあるということもございまして、大体これくらいの修繕が見込まれるだろうというようなことをもちまして、指定管理料としてみてもあるものでございます。

続きまして、黒字分を差し引かれたことがあったということでございますが、それにつきましては多分でございますが、指定管理の基本協定でございます、収入実績額が事業計画書に予定された収入額を超えた場合に、収入超過額からその収入を得るために直接要した原価相当額を控除した額の2分の1を納入金として納める、というような協定が指定管理者と結ばれておりますために、計画よりも多くの収入があった場合に、黒字の2分の1相当額を納入金で納められたものと思われまます。

最後の減価償却費でございますが、法人税の支払いに関して、減価償却費については赤字の場合には計上しなくてもいいということがうたわれておりますが、その年分の申告につきましては、指定管理者といたしますか、その法人にお任せしてあるというようなことで、初日に申したとおりでございます。以上でございます。

○17番（籠山恵美子）

指定管理者制度については、議会でもこれまでずっと議論されているんですね。今回、前川議員もこの質問をするようですけれども、いろいろ悩ましい問題もありまして、私は指定管理者制度についてはとにかく問題ありと初めから思っているんですけれども。この指定管理者制度については施設をどうするかという問題もありながら、やはり、私はまず管理者の経営努力云々を言う前に、飛騨市としても、市当局としても民間経営に見合った対応をきちんとしてやるのが大事なのではないかと。10万円以上の修理費、50万、100万という修理費を、故障していざ直したいと言っても、なかなか市のほうで返事がない。待ってられない、だから自前でやってしまう。そうやってお金のやり繰りやり繰り、火の車のようにしてやっておられる施設もあるんですよね。そういう

ことを、もっとスピードを上げて市もやってやって、それでお互いにフェアなやり取りをして、その上で、それでも経営努力としてこの施設はいかがなものかという議論をすれば、まだ分かりやすいのですけれども、その辺りが大変疑問なので、こういう質問をいたしました。ちょっと、時間がないので先に行きます。

三つ目に、数河地内で起きている産廃処理場問題について伺いたいと思います。これ、産廃処理場問題と書いたのですけれども、正確に言うと地元では最終処分場というふうな言い方にしかなくなっておりませんでしたので、最終処分場問題について、まず伺いたいと思います。

昨年11月頃から古川町数河内区で表面化している、市内業者の最終処分場計画について伺いたいと思います。はじめに、市の考えを聞きたいと思います。

まず一つ目、計画全体について市が把握していることを、時系列で全て市民に明らかにしていただきたいと思います。二つ目に、関係部の職員2名が数河区の会合における業者説明に臨席していますけれども、その意図は一体何だったのか伺いたいと思います。三つ目に、数河区に最終処分場の計画がされていることについての市の立場と、市の見解はどのようなものなのでしょうか伺います。四つ目、ごみ焼却で排出される焼却灰の処理について、自区処理の将来展望、これまでも市当局は表明しておりましたね。ですけれども、この数河区の業者の計画と、この飛騨市の将来展望というのはリンクして考えておられるのか伺います。五つ目に、先日の数河区の会合では、産廃処理場造成に反対する嘆願書が出されまして、反対多数の評決がされたようですけれども、このことについて飛騨市はどのように受け止めておられるでしょうか伺います。六つ目に、飛騨市のまちづくりを考えた時に、井上市長はそのまちづくりの中で数河地域をどのような地域にしたいと、政治家として考えておられるのか。また、地域住民の思いをどう受け止めておられるのか伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、最終処分場の今までの経過等々につきましては、部長のほうから説明をさせます。私からは、飛騨市のまちづくりを考えた時に、私は数河地域をどのような地域にしたいと考えているか、という質問でございます。

数河地区は、岐阜県無形文化財に指定されております数河獅子に代表される歴史、文化が伝わる地域であるとともに、ラグビー合宿に代表されるスポーツ観光の盛んな地域でございます。また、ハウレンソウ等の高冷地野菜や飛騨牛の生産等、農畜産業においても重要な地域でありまして、戸市川の最上流に位置することから水源地域としても大切な地域でございます。しかしながら、市内有数の豪雪地で厳しい自然環境にあることから、人口減少が進む地域でもございます。

数河地区はこのような状況ではありますが、地域の特徴であります豊かな自然と冷涼な気候を生かして、ハウレンソウだけではなく、食用春菊の栽培なども始められました。この気候を生かした農作物の栽培は可能性を秘めていると思います。飛騨牛の生産でも、飛騨市で最も大規模に行なっておみえになります。更なる規模拡大など期待ができるものでございます。

最終処分場を計画された「数河の将来ビジョン説明会」でも、企業誘致や数河の立地を活かした特産品の販売などの構想が話し合われました。数河地区でこうした議論が行われることは、新しい可能性を秘めた行為でもございます。

もう一つは、スポーツ合宿を中心とした観光産業であります。わが国では少子化の流れにあってラグビー人口が減少し、数河地内の宿泊もかつてのような利用者が見込めない現状であります。

しかしながら、6年後の2019年にラグビーワールドカップが日本で開催されます。この大会はスポーツイベントとして、FIFAワールドカップ、オリンピックに次ぐ世界で3番目に大きな大会であります。また、去年は国体のラグビー大会が数河で開催されたことを併せ考えますと、もう一度スポーツ合宿について再構築する必要があると考えているところでございます。いずれにしましても、地域の皆さんが安心して住み続けられるよう、地域の皆さんの声に耳を傾けながら、一緒になって地域の活性化について考えてまいりたいと思っておるところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 岩塚泰男 登壇〕

□環境水道部長（岩塚泰男）

それでは、続きましてお答えいたします。

まず1番目の、この計画全体について、市が把握していることを時系列で全て明らかにしていただきたい。と、2番目の関係部職員2名が数河区の会合における業者説明に臨席しているが、その意図は何か。併せてお答えいたします。

昨年11月下旬、市内の企業の代表者が副市長に面談され、数河の若手有志が数河地域の村おこしの一方策としての最終処分場建設を誘致したい、として相談を受けて検討しているが、区の役員に説明をする際に区長さんから市の職員の同席を依頼された、ということで出席の依頼がなされました。

後日、数河で開催された区役員の会合には、市は市内での廃棄物処理施設の建設については、内容を承知する必要があることから、同席して説明を聴く立場で担当部から2名の職員が出席いたしました。計画の内容は、下数河の土砂採取場跡地において市内業者が、面積4万㎡、容積80万㎡の産業廃棄物および一般廃棄物の管理型最終処分場を建設したいというものであります。

以後、数河区におかれては区の会合において何度か検討されたようではありますが、市としては案内もなく、出席はしていません。

続きまして、3番目の数河区に産廃処理場の計画がなされていることについての市の立場と、市の見解は、どのようなものか、でございます。

この計画は、地元の有志が民間企業とともに、村おこしの一方策として数河区へ提案され、検討がなされているものであります。当該廃棄物処理施設の設置許可権者は岐阜県であります。いまだ事業計画書は提出されていないと聞いておりますし、飛騨市としては計画地の市として、その動向を注視している段階であります。

4番目のゴミの焼却によって排出される焼却灰の処理について、自区処理の将来展望を表明した当局だが、それをこの業者の計画とリンクして考えているのか、でございます。

一般廃棄物の市内での最終処分は将来的な課題ではありますが、現在は御承知のとおり、問題なく業者委託処分しておりますので、市が一般廃棄物の最終処分場を建設するという具体的な計画はありません。また、産業廃棄物の最終処分場については、今後も建設する計画はありません。今回の民間による最終処分場の計画は、産業廃棄物および一般廃棄物を処理しようとするものであり、市は事前に承知していたものではなく、民間で独自に進められているものであります。

5番目の先日の数河区の会合では、産廃処理場造成に反対する嘆願書が出され、反対多数の評決がなされたようだが、市はどのように受けとめているか、でございます。

隣接区から産廃処理場建設に反対する意見が書面で出されたこと、そして計画地の近隣住民の大多数が反対していることで、数河区としても大勢は反対の意向であるということは聞いております。このことは、当該問題に対する関係地域住民の意見として尊重するものであります。以上でございます。

〔環境水道部長 岩塚泰男 着席〕

○17番（籠山恵美子）

今、部長の答弁で、この業者の計画は産業廃棄物の処分場だと。プラス一般廃棄物も入れるということの答弁でしたかね。これが、私はこの間、議員皆さんにも市民の方からお手紙が行ったと思います。市長の所にも行っていると思います。私もいただきまして、いろいろお話を伺ったり、この間数河に何回も足を運びまして現地も見ました。下数河の方々の意見もみんな聞いてまいりました。その中で、大変大きな地元の方々の業者の説明から受けている印象が大きく違うことがありまして、その業者が最終処分場、最終処分場と言ってお話ししている内容なんですけれどもね。地元の方は質疑応答の中で、一般廃棄物の処理場だと思っているのですよ。でも、産業廃棄物の処理場なんですよね、この業者がやろうとしていることは。プラス一般廃棄物も入れるということになると、そこには飛騨市の焼却場の焼却灰も入ってくるという可能性がありますよね。

それで、この産業廃棄物処理場と一般廃棄物の最終処分場ということになりますと、

これは大きな違いがあるのですよね。そのことが業者から明確な話がされておられません。いろいろ資料を見ましたし、読ませていただきましたし、その話している内容もずいぶん聞きました。ですから、半ば一般廃棄物処理場だと思っているものですから、産業廃棄物ではなくて一般廃棄物処理場ならまだ安心だが、という言葉がしょっちゅう出てきます。話の内容から。だけど、それについて業者はよそから来た専門家の中間処理業者ですか、その方にいろいろ説明をさせているようですけども、その方も明確に言っていないのですよ。最終処分場、最終処分場。話の内容をよく聞いてみますと、要するに岐阜県の中に最終処分場はいくつあるんだというような話になりまして、三つほどあると。その中に、寿和工業もあるという話を業者の方はするんですけども、寿和工業といったら産廃業者じゃないですか。一般廃棄物の処理業者じゃないですよね。そういうことが、ぼろがポロポロポロポロ出ているんですけども、あくまでも地元の方々には一般廃棄物処理場だというような印象の話しかしていないのですよ。このことについて市長、どう思いますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、先ほど部長が言いましたように、地元の有志が村おこしのために、いろいろ考えた末に話を出したということを知っております。産廃がいいか悪いか、一廃がいいか悪いかは別にして、まず、数河地区として今後の村おこしをどうするかということを真剣に考えてみえる若者に対しては、私は敬意を表したいというふうに思います。それが、最終処分場であったかと、これは別問題でございまして。ですが、今ほど部長が言いましたように、これは最終処分場ということで、産廃と一廃と同時に処分のできる所というふうに私は聞いております。

ただ、それ以上の話は全然私のほうへは入ってきておりませんし、部長が答えたとおりでございます。どういった形の中で、どう進んでいるかということにつきましては、話もございませんし、一番最初に職員が2名行って聞かせていただいた、それきりでございますので、それ以上のお答えはできないというのが現状でございます。

○17番（籠山恵美子）

それでは、市民の方からお手紙の内容について、心配されている内容について、どんなふうに受け止めておられるのかですね、そのことも含めて、何か私はとても違和感を感じるのです。この間、この問題<sup>かん</sup>について。

例えば、宮川のニコイの問題。自然公園の自然の環境を守るために裁判を起こしました。それから、戸市の山林の問題、これもやはり水源地、その環境問題、衛生の問題、これを考えて裁判を起こしました。もちろん、その中に理不尽な内容があったわけですけども。そうやって今まで市長も、あるいは市長の与党である会派の議員も一生懸命やってきたんですよね。大変な問題だと思ってかなり議論しましたよ。今回、この問題

についてはだんまりで、何も見えてこない。私が地元に行っているいろいろ聞いたら、本当に皆さん心配しておられました。それはなぜ、こう違い、温度差があるのかなと思ったら、例えば今回市民有志が村おこしのためにやっているんだと言うけれども、その方々が相手にしている業者が市内の業者だから、県外、市外の業者ではないからですよ。例えば、かつて戸市の山林の時に随分議論しましたが、産廃業者のルートロック、あの時には市は地元のことを考えて毅然と事前協議にも乗らなかったですよ。市役所に業者が恫喝してきた時にも毅然としたという、そういう記録もありますよね。そういうのと比べて、今回は一体何なのだろうと思うのですよ。そう思った時に、言葉は悪いかもしれませんが、市内の業者だからかばっているのではないかと。何か裏で取引があるのではないかと。そんなふうにも思えてしまう。また、そういう声も実際ありますよ。この違いは一体何なのでしょう。伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

籠山議員が今言われたようなことを、こういった公の場で言われるものですから間違っていて伝わることだというふうに私は思っています。先ほどから時系列に説明いたしましたように、最初に話があったきり話もないこととございますので、私のほうで毅然とした態度をとるのかとらないかということは、今のところは何もできないわけとございます。あくまでも噂の話とございますので、市が裏で手を組んで業者にやらせようとしたとかという、そういった憶測をされるほうが私は間違っていると思っています。そんなことは一切ございませんし、地域の、先ほど言いました若者が村おこしのためにいろいろ考えた末で、反対されても仕方がないと思って出されたかどうかは分かりませんが、そういったことで話が出てきたこととございますので、それ以上の何物でもないということだけははっきりしときますので、よろしく願いいたします。

○17番（籠山恵美子）

地元の方のご苦勞は分かりますけれども、村おこしだからといってすんなり通していいことと、通して悪いことがありますよ。産廃業ですよ、産廃業者ですよ。産廃処理場を、あそこに造るということですよ。すぐ横には「おたすけ水」の水源があるじゃないですか。私が見に行きましたけれども、80万 $\text{m}^3$ ですか、そういう大きさだということけれども、草津に飛騨市が委託している、あそこも85万 $\text{m}^3$ ぐらいでしたかね。あのくらいとそう変わらないのです。そんなに大きいかなと思いましたがけれども、すぐそばに民家があるわけですよ、数河には。その方々も心配している。

それと、こういう所でそういうことを言うからと私を批判されますけれども、きちんと情報公開をしない。それから透明性を持った話をしていない。このことが誤解を生ませてしまうのですよ。やはり、この産廃業者の建設の問題なんかでは情報公開、それから透明性の確保、これは全国的にも一番大事だということが言われています。まして、

産廃の処理場ですからね。全国でいろんな問題が起きているように、かなりな有害物質が含まれているわけですよ。20種類でしたか、そういう種類のものを受け入れてもいいという産廃処理場ですよ。そういうものと、地元の人が想定している業者さんから受ける話で一般廃棄物の処理場。では、飛騨市も委託している群馬県草津のウィズウェイストジャパンでしたか、あそこは一般廃棄物の最終処分場ですけども、ああいうイメージなら大丈夫かな、近くに住民もあったし心配ないかな、と思っちゃいますよ、地元の方が。でも、産廃処理場ですからね。全く違うのですよ。法令的にも違います。しかも、市は住民有志の村おこし、だから今までも話がないからといって黙っているようですけども。

産廃業者がそこに入ってくる時には、県はもちろん許認可の権限を持っていますけれども、そこに関係する自治体としても事前協議が求められますよね。当然、市も関与してこなければならぬのですよ。地元の数河の安全を守るために、その水源の下にあるこの飛騨市民の生活を守るために。ほっとけない話ですよ。その事前協議とか、そういうものについて飛騨市の責任はあると思うのですけれども、そういうことについて市民有志の村おこしだといっても、そこにきちんと行政として、ここは産廃処理場だと、内容はこうだ、それでもあなたたちはいいのかね、という話を持っていくのが行政指導として当たり前ではないですか。その辺り、どう考えているのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今、籠山議員が言われるようなことを言われるから誤解を招くんですよ。大体、情報公開をしていないなんてことはないのですよ。今、情報を公開をすることはないということなんです。私のほうで、今みたいな事前協議が出てきたとか、いろんなこと、図面が出てきたことであれば、議会にもかけますよ。今までもそうやって、やってきました。隠して、決まってしまってから報告するようなことは、私はしていないと思っていますよ。これからもそういうふうにしていきたいと思いますので、今のところ、そういったそれ以上の話はないということでご理解いただければ有り難いというふうに思います。ただ、村おこしが産廃の処理につながってきたということについては、村おこしの中から出てきたことを聞いたものですから、そういった言い方をしただけでありまして、村おこしのためにどうすべきかという考えと、その産廃処理とは同じ土俵に今乗ってきているものですからややこしいのですけど、これからはっきり、内緒で事を進めるようなことはしませんのでお願いをしたいというふうに思います。

○17番（籠山恵美子）

30分という時間は本当に短いので、またどこかでやりたいと思いますけれども、市長は一番最初の6番の答弁で、ここはスポーツの合宿の所だ、これも再構築したい。とにかく豊かな自然。それから、こういう高冷地野菜。だから、安心して住めるようにこ

うしたいと、数河をです、言っていますよね。それと、この産廃処理のこういう計画というのは、私は矛盾すると思うのです。しかも、数河の山奥で、誰も行かないような所に行って水源と関係ない所で造るといふのならまだしも、ちょっと一歩引いて計画を聞こうかなということもあるかもしれませんよ。すぐ目の前に下数河の住民が住んでいるのですよ。そういう所でとってもあり得ない話ですね。ここの下数河の人たちの話し合いの中では、飛騨市から数河区への特別協力金の要請をしようという、こういう案まで出ているんですね。市と全く関係なくやっていくなんて話ではないのですよ。私は、これを大変大きな問題だと思えますし、私は井上市政の致命傷になると、問題だと思っています。いかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

何度も説明しておりますように、籠山議員、飛躍しすぎです。話が、今、そこまで行っておりません。それで、先ほど言いましたように、そういった計画がしっかり持ち上がってくれば、皆様方に報告もしますし、情報公開もします。するとやっているのですから、それまで何もなければ、そのまま済んでいくことだというふうに思っていますし。また、ハウレンソウとかいろんな形の中で一生懸命高冷地野菜をやってみえる方々のご意見も聞かなければならないというふうに思っていますので、あとスポーツにどうつなげていくかということもまた別問題でございますので、いろんな形の中でしっかり考えていきますので、よろしく願いをいたします。

○17番（籠山恵美子）

戸市の山林、あるいはニコイのときの対応と比べると、本当に腰砕けな感じがします。本当にもっときちんと対応してもらいたいと思えますし、やはり市として、このごみ問題というのは一地域だけに任せる問題では決してない。飛騨市全体の問題でありますので、私は、一議員がこれだけの資料を手に入れて論議しているのですよ。飛躍しすぎだと、話が捻じ曲がっているような話なんていうのは大変失礼な話で、市としてだってもっと情報を、私が一般質問の通告をしているのですから、それで調べられるはずですよ。これからの市の努力をずっと見守ります。以上です。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時52分 再開 午後3時53分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に15番、山下博文君。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

それでは、早速質問に入ります。私は、2点について市の考え方を、見解を伺います。一つは、地方自治と地方財政を守るためにについてであります。

安倍内閣は、連合、公労協からの再三の申し入れや地方六団体からの強い反発にもかかわらず、国家公務員で行われている給与の臨時削減を地方公務員にも要請することを、今年の1月24日に閣議決定をしました。

そもそも国家公務員の給与削減は、東日本大震災からの復旧・復興の財源とするため、労使交渉・合意により臨時的に行うとしたものであり、2011年6月には、「地方交付税減額などによって国家公務員と同様の引き下げを地方に強制することは考えていない」と、当時閣議決定をしております。この決定を覆し、2013年度予算では、地方交付税総額は前年比で2.2%マイナスとなり、その主な減額要因は、国家公務員給与の臨時削減分を地方公務員にも反映させたことであります。こうした政府の考え方には、問題点として大きく4点を指摘することができます。

その一つは、地方自治の本旨をないがしろにし、地方交付税の機能を否定するもの。「自治」とは、自らのことを自ら決定し執行することです。自治体には、国の関与を受けることなく、国から独立した団体として地方行政を処理する権限があり、これが憲法92条にも掲げられた地方自治の本旨であります。

自治体の首長の任務には、予算の調整と執行とがあり、これは首長の専属の権限であります。その中には、自治体職員の人件費をどの程度とするかについても、当然含まれるものであります。今年1月24日の閣議決定では、自治体に対し「速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」としました。本来、これはあくまでも政府から自治体への「お願い」でしかないものであります。

今回、特に問題であるのは、その要請に地方交付税削減という手法を用いたことあります。自治体間には面積や人口、地理的条件や経済的要因などによって財政力に大きな差があります。地方交付税は、自治体に一定の行政水準を確保するための財源を保障し、財政の均衡化を図るための制度であり、自治体の固有かつ共通の財源です。また、国は地方交付税の使い道を自治体に強制することはできません。

しかし、政府は各自治体の交付税算定の基準となる基準財政需要額、自治体運営に必要なとされる経費であります。のうち、職員の給与に関する部分を削減しようとしています。これは、自治体の固有財源である地方交付税を、国の政策目的達成のための手段として使うことにほかならず、また、財政調整という機能から見ると、地方六団体も「財政力の弱い自治体ほどその影響を大きく受ける」と批判をしております。

2つ目に、自治体における労使への不当な介入であり、これまでの自治体の労使の苦勞をないがしろにするものであります。

地方公務員の給与は、労使間での交渉を経て、自主的に条例で定めるものです。労使交渉に当たっては、自治体の財政力や職員数、地域の民間賃金なども含めて、地域の実績を踏まえながら妥結までの道を探っていきます。

今回の措置は、労使自治への不当な介入です。ラスパイレス指数のみを根拠として、自治体に対して給与削減を一方向的に国が要請することは、自治体の自主性を完全に否定するものです。2月1日の参議院本会議において、安倍総理は「地方公務員の給与は、各自治体がそれぞれの事情を考慮し、適切に定めているものと考えている」と答弁していることから、自治体への給与削減の強制は行われてはならないものであります。

3点目ですが、地方交付税の圧縮は、公共サービスの提供体制に大きな影響を与える。

2004年に地方交付税などが大幅削減されて以降、地方財政の総額は抑制基調にあります。この間自治体は、地方交付税の圧縮に合わせ職員数を削減し、それにより公立病院の廃止・統合・縮小やバス路線の廃止、清掃事業の民間委託、支所・消防署の統廃合、文化・スポーツ施設の売却など、行政サービス水準を切り下げざるを得ない状況を招いてきました。地方交付税は人件費のみならず、行政サービス全般に係る必要財源を含むものであり、地方財政の圧縮により人件費の削減を続けることは、住民生活の水準低下に直結します。

4つ目ですが、地域経済に対し、マイナスの影響を与える。

公共サービスの運営に係る公的支出は、各産業の収入となり、それが新たな生産につながることで、地域の労働者の所得や消費の増加、地域雇用の創出に波及します。国が地方への財政支出を削減すれば、地域経済に大きな打撃をもたらす、景気回復を妨げることにもなります。

なぜなら、公的支出が削減されると、公共サービスの提供に支障が出るのはもちろんのこと、公的部門からの受注の減少により民間消費や設備投資が減少し、企業業績は落ち込み、その結果、民間賃金も引き下げられるためです。

また、公務員の給与を参考にして賃金を決定している地元企業も多くあり、公務員給与が下がれば民間企業の賃金も下がることになり、さらに消費が減少します。同時に、地域の生産・経済活動は、民間消費や公共事業以外に、医療・介護サービスに関する公的負担や公務員給与など、国や自治体の支出によって支えられています。特に、バブル経済が崩壊した1990年以降は、公的な支出によって地域経済が支えられ、それが地域間格差を是正する大きな役割を果たすようになってきました。地方公務員賃金の引き下げは、地域の需要を押し下げることになり、結果として地域間格差の拡大につながる恐れがあります。

以上のように、地方公務員の給与削減には断固反対するものですが、以下について市長、担当課長の見解を伺いたいと思います。

1つは、4月に行われました岐阜県市長会の決議について、中身についてお知らせいただきたいと思います。それから2つ目、地方交付税が2.2%削減される中、今回の地方公務員給与の削減による飛騨市の影響について。3つ目、国家公務員の臨時措置によるラスパイレス指数について。4つ目、市長は今年5月30日に、地方公務員給与の削減はしないというプレス発表をしましたが、本定例会の本会議の場で、この要請に対する市長の思い、決意表明をぜひされたいと思います。以上です。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、山下議員の1点目の質問にお答えさせていただきたいと思います。私からは、地方自治と地方財政を守るためにということで、1点目の岐阜県市長会の決議と4点目の地方公務員給与の削減要請に対する私の決意表明、この2点について私から説明をさせていただきたいと思います。この2点は関係がありますので、合わせて答弁をさせていただきます。

4月25日、岐阜県市長会で決議がございました。これは、「国が行った、地方公務員給与の減額措置要請と地方交付税削減は、これまで地方が取り組んできた、国をはるかに上回る総人件費削減など、行財政改革を正当に評価することなく、臨時的な国家公務員の減額措置に準ずるべきものとし、かつ、地方の財政自主権を侵害するに及んだことは、地方自治の根幹を揺るがすものであり、断固許されるべきものではない」というものでございます。

これを受けまして、私は、給与削減を行わない旨、表明をいたしました。飛騨市におきましては、合併した平成16年度と比較して、職員で121名の職員を削減いたしました。平成23年度の決算で、1年に約5億7,000万円、この8年間で24億8,600万円の給与を削減するなど最大限の努力をしております。

また、当市では、これまで人事院勧告を完全実施しており、適正な給与体制を実現しておっております。

地方交付税法の「地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化する」という目的から考えますと、職員の給与に限定した交付税削減は、地方にとっては非常に脅威を感じるとともに、財政自主権をないがしろにするものでございまして、要請は受け入れがたく、実施をしないという考えに至ったものでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて、答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、山下議員の一般質問の答弁をさせていただきます。最初に、2点目の地方交付税が2.2%削減される飛騨市の影響についてお答えいたします。

国が策定した平成25年度の地方財政計画は、地方が安定的に財政運営を行えるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画と同水準を確保するとして、地方の一般財源総額を59兆7,000億円余りとしました。

そのうち、地方交付税は対前年度比2.2%、約4,000億円減の17兆600億円余りとしたところですが、これは、前年度の水準を確保する中で、地方税および地方譲与税が増加したことが影響していると言われております。

その中で、今回国は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体においても、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請し、その上で、平成25年7月から国家公務員と同様、平均7.8%の給与削減を実施することを前提に、地方公務員給与削減額を8,504億円と試算し、地方交付税の削減に踏み切りました。一方で、防災・減災事業の活性化の緊急課題の対応として、給与削減額に見合った事業費約8,500億円を、東日本大震災分として全国防災事業費に973億円、地方単独事業費分として緊急防災・減災事業費に4,550億円を充て、残りの3,000億円を地域の元気づくり事業費として、各地方公共団体の人件費削減努力に反映させる、普通交付税で措置することとしました。

このことから、当市における普通交付税への影響額におきましては、岐阜県において県内市町村の給与削減影響額等が試算されており、それによれば、試算の過程は省略いたしますが、当市の給与削減影響額は1億1,200万円余りで、先に述べましたように地域の元気づくり事業費に7,040万円余りを措置されたことから、これを除いた4,165万5,000円が基準財政需要額に与える影響額、減額分と見込まれております。

次に、国家公務員の臨時措置におけるラスパイレス指数についてですが、今回の削減は、国の厳しい財政状況と東日本大震災へ対処するため、国家公務員の給与が平成24年度から2年間にわたり削減されるものです。

その削減を受けた国家公務員の給料を100とした場合、当市のラスパイレス指数は、平成24年度で100.9であり0.9高い状況です。しかし、国家公務員給与の減額がない場合の指数は93.3であり、国が行った平均7.8%の削減と近似値であり、給料のみに着目すれば、当市は減額を実施したものと同等と考えております。

また、合併以来のラスパイレス指数の推移は、平成16年度には95.9でしたが、それ以降は徐々に低位し、平成24年度には93.3となったものです。これは、単純に推移が低いというのではなく、職員数の削減、給料表の圧縮、昇格昇給の抑制など行政改革の結果であると考えております。

なお、今回の国の要請に従い、給与減額支給措置を実施した場合の、当市の影響額は、先ほども述べましたように1,153万円と見込んでおります。

当市におきまして、交付税への給与削減影響額は1億1,200万円余りであるのに対し、給与減額支給措置を実施した場合の影響額が1,153万円と大きなかい離があります。これは、国家公務員の給与削減後の地方のラスパイレス指数の平均が106.9であるのに対し、当市のラスパイレス指数は100.9であるのに、交付税の算定における単位費用は、地方自治体の状況によらず一律であること。これによって全国の地方自治体の給与削減影響額がならされ、結果として、国家公務員の給与削減後のラスパイレス指数が100を下回っている団体まで給与削減の影響を受けることとなったものと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○15番（山下博文）

県の市長会の決議が、今の要請を受け入れないという決議がされたということですが、ここ近日の報道を見ますと、岐阜県下の各自治体によってこの給与削減をやる、今議会で提案をしておる、あるいはやらない、あるいは議会が否決をしたと、これは御嵩町だったのですかね。そういう報道もありました。市長会の決議は何だったのかなというふうに思うわけですが、総務部長にお聞きしますけれども、県下における今言いました、やるとかやらないとか、そういう自治体の状況について把握されておりましたらお聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。先週の土曜日に、新聞で岐阜県の市町村が載っておりましたけれども、私のほうで把握している分についてのみお答えいたします。

私どもの把握している資料によりますと、これは岐阜県の市長会の事務局がいろんな関係で情報を流しております。今日現在でございますけれども、削減を行わない市におきましては7市でございます。この中に飛騨市も入っております。それと、削減をする方向ということで、この中には組合に提案したとか、給料だけを削減するとか、手当だけを削減する、また両方するところもございます。という情報で、今7市の情報を得ております。

また、ほかの7市につきましては、今のところ態度がはっきりしていないということの情報だけを得ているわけです。よろしくお願いたします。

○15番（山下博文）

半々、あと態度を決定していないのが半分、3分の1ずつの状況だということですが。

この要請、国の地方公務員の給与削減は要請ですから、地方が判断すればいいと私は思いますが、ただ、歴史的に見て、こういう地方への要請、今は強いてはありませんが

要請などについて受け入れなかったという自治体に対して、新たな何と云うのですかね、追加措置か。いわゆる、ペナルティみたいなものが国の中にそういう動きがあるかどうか。もし、把握されておりましたらお聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この岐阜県の市長会の決議につきましては、東海市長会、全国市長会、全て同等の決議をしております。それで、総務省が全国市長会の開催の折に、役員会のときでございましたけれども説明にまいりました。その時に、今のような話が出ました。これを受け入れない場合のペナルティをやるのではないかと、というようなことを言われましたけれども、このことにつきましては平成25年度3月までの話でございますので、それ以上のことは考えていないというような、はっきりとまでは言いませんが、そういったことでもございまして、とにかく全国市長会、東海市長会、役員会等々に行きますと、とにかく総務省の方をどちらかというとり下げするような意見が強かったのですが、先般の新聞で見ますと全国で45%でしたかね、実施をするという。あと55%は、まだ未定や、やらないという所になっておりますけれども。

そういったことでもございまして、やはり大きく交付税が切られる所については、やはりやらなければならぬと思ってみえる所もございまして、いや、それは私のように絶対やらないという所もございまして、この辺はなかなか難しい判断でございますけれども、そういった状況にあるということで、私は、このことによって来年以降の交付税にペナルティはあってはならないと思っておりますし、ないというふうに信じておるところでございます。

○15番（山下博文）

ただ今、市長の強い決意表明もありました。瞬間風速なんて言うと叱られるかもしれませんが、そういう国家公務員の臨時的な措置について地方公務員に影響させるということは、私はやはり間違っているのではないかと、このように思います。市長が今表明されましたように、その考えを堅持していただきたいと思っております。それでは、次の質問に入ります。二つ目ですが、社会体育施設の保守点検および補修について。

昨年の中央道笹子トンネルにおけるトンネル天井板の落下事故や、今年に入り紀見トンネル、国道371号線大阪～和歌山間のトンネルですが、側壁の崩落などは記憶に新しく、いずれもトンネル老朽化による事故であり、国交省は全国のトンネルの総点検、老朽化対策に取り組んでいるところでございます。

飛騨市は合併して10年を迎えますが、合併前の4町村が保持してました教育、文化と歴史あるいろいろな社会体育施設を継承しております。教育面では学校の新築、耐震補強などがほぼ完了しましたが、今後は体育館やグラウンドなど社会体育施設の点検が望まれます。以下の点について市の考えをお伺いします。

一つは、坂巻野球場の夜間照明器具の点検です。神岡町の坂巻グラウンドです。坂巻野球場は昭和56年に建設され、地域住民の野外スポーツ活動の拠点として大いに利用されている施設です。特に、神岡町のグラウンドでは最も大きなグラウンドで、硬式、軟式の野球はもちろん、ソフトボールやグラウンド・ゴルフ等、様々なスポーツの練習や試合の利用があります。昨年のシーズンオフに、積雪の重みでグラウンド内の夜間照明の1基が落下しました。幸い事故には至らなかったのですが、その後、夜間照明器具の点検も修理も修繕もされておられません。

飛騨市体育協会神岡支部に所属の野球連盟では、この野球場をシーズン中50回近く使用されておりますが、試合中に照明が落下して事故が起きれば、今後公式な野球の試合はこの野球場では許可されないと危惧をされております。

坂巻球場が建設された当初に夜間照明も設置されましたが、照明機器は当時のままで、相当老朽化しております。早急に照明機器の点検、補修を行い、危険箇所には修繕をされたい。

二つ目は、その他の社会体育施設の器具の点検および修繕ということですが、神岡小学校、神岡中学校の夜間照明および飛騨神岡高校の夜間照明器具の点検もやってもらいたい。また、桜ヶ丘体育館内のトレーニングルームには様々な筋力トレーニング器具が設置してあり、愛好者が毎日利用されております。先日、パワーリフティングの全国大会で2位という優秀な成績を収められた方もみえます。誰もが安心して器具を利用できるよう、点検されたいと思います。次の点について伺います。

市有グラウンドの夜間照明は、野外の器具なので年に1度の保守点検は必要だと思います。これまでの点検実績と今後の方針について伺います。それから、河合町のゆうわ〜くはうす、桜ヶ丘体育館のトレーニングルームの器具の安全性は確保できているのか。以上について伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、ただ今の山下議員の社会体育施設の保守点検および修繕ということで、2点にお答えをさせていただきます。

1点目でございますが、坂巻公園運動場の夜間照明施設、これにつきましては昭和61年に設置され、27年経過しております。

照明器具点検につきましては、数年に一度のランプ交換、光軸調整、ランプの照らす角度の調整でございますが、その際に簡易的に行っておりますが、設備全体の専門業者によります点検、これについては平成18年に、他の地域で照明器具の落下事故があったということから、当時の坂巻公園照明施設、こちらの施工業者と協議いたしまして点検をしていただいた経緯がございます。

その時の結果では、投光機や安定器にさびの発生、取り付け金具の一部に腐食が進んでいる、設備全体として老朽化が進んでいるということも事実でございました。また、昨年4月には、議員ご指摘のように照明器具の1灯が落下したことから、目視による点検を行いました。

その時の当面の安全対策といたしまして、照明支柱の周りをポールとロープで囲い、立入禁止の措置を講じておりますが、これでも安全性の配慮が十分ではありません。現在、グラウンド照明器具の全体点検および補修作業、これにつきまして発注しており、点検結果の報告を待っている状況でございます。

仮に、点検の結果が良好でございましたら、補修程度の作業で終了いたします。また、抜本的に改修が必要であるという判断がされた場合には、補助金などの財源を確保いたしまして今後の改修ということに進めたいと考えております。

2点目の、その他の社会体育施設の器具の点検および修繕についてでございます。桜ヶ丘体育館その他の社会体育施設の筋力トレーニング器具の点検および修繕につきましては、屋内に設置されているということもございまして、腐食、さび等の発生はないということを考えておりまして、これまでは職員によります油の注油といたしますか、その程度の器具管理を行っておりました。したがって、専門業者に委託しての点検ということは行っておりませんでした。

しかしながら、施設管理者といたしましてトレーニング器具の不備不良により利用者のけがにつながる危険性もあることから、今後は、教育委員会管理施設の全てにおいて定期的な点検を行うように対応を進めたいと考えております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○15番（山下博文）

午前中に谷口議員からも指摘がありましたが、筋力トレーニングに神岡では桜ヶ丘、そして今できましたふれあいセンターの身障者の方の部屋ですね。それぞれ設置をされているのですが、私も桜ヶ丘体育館へ何回か足を運びましたが、使い方が分からないのです。ただダンベルを上げるくらいは誰でもできるのですが、良い施設があるのですよ。ところが横文字で書いてあるのです。これは分かりません。私が行っている間は外国人の方も来てトレーニングをされていて「ほうほう」と見ておったのですが。要は、そういう器機を正しく使うと言いますか、そういうことによって効果が出てくる。ただやみくもに鍛えれば良いという問題ではないのではないかと思います。そういう意味では、民間のそういう施設ではインストラクター的な人がいる所もありますけれども、ただこういう飛騨市の中でそういう人を置くということになると、金の問題も当然生じてきますから、一つ考えていただきたいと思うのですが、どう正しく皆さんに使ってもらえるか。特に、身障者の方々もですね。あそこは身障者の方ばかりではなく一般の方も使えるんですよね。そう思いますから、要は正しく使えるような措置といたしますか、できればインストラクターが置ければいいのですが、ほかにも生涯学習の中の講座で提起をしても

らうとか、そういう方法を考えてもらいたいと思いますが、その辺いかがですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

議員ご指摘のように、器具はあるけれどもどのように使用するのか、間違っただけのためにけがをした、あるいはかえって健康を損なうことになったというようなことではいけないと思います。そのために、インストラクターを雇用してということが最善かもしれませんけれども、人材の発掘とかあるいは人件費等の面で、即実現可能な最善等は考えてはおりません。

そこで、実現可能な次善を考えた時、スポーツ基本法の改正によって旧体育指導員が現在スポーツ推進委員というふうになっておりますけれども、それらの方の役割を生かすという面で、今後動いていただくというようなことも一つの手かというふうに思っております。またその辺については、早めに検討したいと思っておりますし、身障者の方のトレーニングへの指導については、また市民福祉部等とも具体的に検討していきたいと思っております。以上でございます。

○15番（山下博文）

ありがとうございました。社会体育関係の施設、器具、いろんなものがあるわけですが、やはり行政として使われる人、市民の人ですね。利用される人の目線に立って維持管理をしてもらおうと。ただ、落ちたから柵をしとけばいいという、こんな程度のことでやはり問題であると思えますし、照明器具といってもかなりの高額ですから、ほいそれとはいかないのかもしれませんが、そういう考え方というか視線に立って、これからそういう環境にしていきたいというふうをお願いしたいと思えます。それでは、以上で私の質問を終わります。

〔15番 山下博文 着席〕

#### ◆散会

◎議長（内海良郎）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日は、これにて散会といたします。

（ 散会 午後4時30分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

内海 良郎

飛騨市議会議員（12番）

谷口 充希子

飛騨市議会議員（13番）

天木 幸男